

本日の会議に付した事件

平成25年第2回山元町議会定例会（第3日目）

平成25年6月14日（金）午前10時

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第2回山元町議会定例会第3日目の会議を開きます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、4番菊地八朗君、5番竹内和彦君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

昨日の一般質問の傍聴者から町長に対して、答弁が聞き取りにくいと、もっと簡単に町民にわかりやすく答弁してほしいという要望がございますので申し伝えます。

議 長（阿部 均君）3番渡邊 計君の質問を許します。渡邊 計君、登壇願います。

ただいまマイクを調整中でございますので、しばらくお待ちください。

議 長（阿部 均君）暫時休憩といたします。

午前10時03分 休 憩

午前10時09分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）3番渡邊 計君の質問を許します。渡邊 計君、登壇願います。

3番（渡邊 計君）はい。改めましておはようございます。平成25年度第2回定例会において質問させていただきます。

大綱第1、屋外運動場の確保等についてであります。

震災から２年３か月、復旧・復興が進む中、心身ともに疲弊した状態で仮設生活を送られている皆様の心の回復とストレスの発散、そしてまた体力の維持増進を図ることも大変重要なことと考えます。

去る２月から、体育文化センターの復旧工事が完了したことで屋内運動場が使えるようになったことは、大変喜ばしいことだと思います。しかしながら、屋外運動施設については、災害復旧工事のため牛橋公園が使えないことや、一部のグラウンドは仮設住宅用地となっているため使えない状態にあることでもあり、屋外運動場が不足しております。殊に子供たちにとっては、思いっきり走り回ったりボール遊びができる遊び場がないことは、本当に悲しいことであります。

「健全な精神は健全な身体に宿る」という言葉があるように、町民全体の体力維持増進、健康保持のためにも、一日も早く伸び伸びと運動ができる場所を提供すべきだと考えます。

運動場不足の一例を挙げますと、一つの運動場をスポーツ少年団、ソフトボール協会、中学校のソフトボール部、地区のグラウンドゴルフ愛好会等で、日程、時間を調整しながら使用している状態であります。また、若手のソフトチームなのですが、亘理町の阿武隈の河川敷を借用して練習している状態でもあります。

余談となりますけれども、このような状況の中で、シニアソフトボールチーム山元クラブがことしの５月、県予選会を突破し、昨年に引き続き２年連続全国大会に出場するという事は、賞賛に値するのではないかと思います。

以上のようなことから伺いいたします。現在、町有地を含め、町で管理している安全に運動できる場所は何か所あるのか。

次、体育館も解体され更地となっております旧山下第二小学校跡地、解体終了後の町民プール跡地等の整備計画はどう考えているか。

また、鷺足運動公園を活用するためにも、アクセス道路の整備計画はあるのかについて伺います。

次に、大綱第２としまして、避難道路の整備計画であります。

災害公営住宅建設が進む中、新山下駅を中心とする新市街地と現山下町との一体的な連携確保を図る上で重要な役割を果たす県道山下停車場線は、県道沿いにある大規模園芸実証研究施設に全国から車での視察も多いこともあり、駅方向から山下町に近づくに従い、車にとっても、歩行者にとっても、通行危険な状態になっております。また、山下町中央付近、七十七銀行南側になりますけれども、国道６号線役場方面へ向かう道路も狭隘で、通行危険な状態にあります。県道山下停車場線は、有事の際の避難道路と位置づけられていることでもあります。

そこでお伺いします。旧山下駅から上がってくる県道山下停車場線と山下町との丁字路交差点及び山下町中央付近から国道６号線役場方面へ向かう道路等の整備計画はあるのか。

以上の点について、町長にお伺いいたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。

渡邊 計議員のご質問にお答えいたします。

初めに、シニア山元クラブが、２年連続して全国大会に出場なさるというふうな今回

の大変な快挙、これは町民の皆様に勇気と元気を与えるものでございました。ご参会の皆様ともども、このクラブに属される渡邊議員、岩佐議員に祝意を表したいというふうに思います。おめでとうございます。

大綱第1、屋外運動場の確保等についての1点目、民有地を含め町で管理している安全に運動ができる場所についてですが、現在、町で管理運営している屋外運動可能箇所は、各学校を含めて7か所となっております。内訳としましては、山寺グラウンド、真庭グラウンド、中学校2校と小学校3校の校庭などとなっております。

なお、牛橋公園野球場や笠野グラウンド、旧山下第二小学校跡地は、震災の影響を受け、また、体育文化センターグラウンドについては、現在応急仮設住宅が建設され、使用できない状態となっており、今まで利用されていた方にはご不便をおかけしているところであります。

次に2点目、旧山二小跡地、町民プールの跡地等の整備計画についてですが、旧山二小跡地については、東日本大震災による津波被害を受けた状態であり、現在のところ整備計画は未定であります。今後、利用団体等の要望を取り入れながら、当該土地を最少の経費で有効活用できるよう検討するとともに、町民プール跡地についても、町の復旧・復興を見据え、当面は応急仮設住宅に入居している子供たちの遊びの場などとして活用できるよう検討してまいります。

また、鷺足運動公園のアクセス道路整備計画についてですが、鷺足運動公園にアクセスする町道鷺足山崎北線は、鷺足区からの要望により平成13年に改良計画を策定し、平成14年に用地取得を行ってまいりました。これまでは改良工事等の優先順位により改良工事を行うことができない状況でありましたが、本年度に拡幅改良工事を実施し、暫定ではありますが供用を開始し、来年度には舗装工事を実施する予定であります。

次に、大綱第2、避難道路の整備計画についての1点目、県道山下停車場線と旧国道との丁字路交差点についてですが、交差点付近の県道は、歩道が整備されていない上、隅切りも確保されておらず、非常に狭い道路であると認識しております。避難路としての整備は、新山下駅と役場を結ぶ道路が主要な動線になりますが、実際には県道も避難に使われることも考えられ、また、平常時の安全確保の面からも整備が必要と考えております。県道と旧国道との丁字路交差点付近につきましては、隅切り設置を行うなど、今回の避難道路整備にあわせた整備を、道路管理者である宮城県に要望しているところでもあります。

次に、山下町中央付近から役場方面に向かう道路等の整備計画についてですが、七十七銀行山下支店南側の県道山下停車場線から国道6号への接続道である町道山下作田山団地1号線については、幅員が狭く、さらに現状は路面の損傷、側溝との段差が激しいことから、今年度中に路面復旧及び段差解消のため側溝の一部布設がえを行い、通行の安全性を確保してまいります。あわせて、国道6号に接続する道路でありますことから、拡幅整備に向け検討をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

3番（渡邊 計君）はい。ただいま答弁いただきました大綱第1のまず1点目、屋外運動場の安全に運動できる箇所、7か所となっております。これは全て町有地という解釈でよろしいのでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。2か所については学校以外というふうなことでございまして、具体的には、山寺のグラウンドについては、これは町民の方からお借りをしている土地、グラ

ウンドでございます。それから、真庭グラウンドにつきましては、一部町民の方からお借りをしていると、そういうふうな状況でなっております。

3 番（渡邊 計君）はい。山寺グラウンドは全て、真庭グラウンドは一部ということなんでしょうけれども、これは期間というのは特別に定めていないということなんでしょうか。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、お答えします。毎年契約を締結いたして借用いたしているところでございます。4月1日から3月31日までというふうなことです。

3 番（渡邊 計君）はい。毎年契約更改で継続しようということですのでよろしいんですね。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、そのとおりでございます。

3 番（渡邊 計君）はい。次、牛橋公園野球場は災害復旧工事というか、やっていて使えないと。

そして、笠野グラウンドは、瓦れき処理焼却関係の敷地として使用されている。そしてまた、旧第二小学校の跡地は使えない状態ではあるんですが、ここにちょっと手を加えればすぐ使える状態にあると思うんです。旧山下第二小学校跡地は。それで、その点の整備計画というのは未定ということで答弁いただきました。そしてまた、利用団体等の要望を取り入れながら。最少の経費で。私たちが望むのは、土さえ運んでいただいで、粗ならししていただければ、我々が都合のいいように使える整備を行いたいと。本来ならば全てやっていただきたいんですけれども、予算の関係もあるんでしょうけど、やっぱり我々が使いやすいように整備していくことはできるんですね。ですから、土だけでも運んでいただければなと思うんですが、いかがなものでしょうか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。このご指摘のありました旧山二小跡地、私も先般、現地をちょっと見てきたところではございましたが、遠目にはすぐにでも使えそうな感じもしたんでございますけれども、実際このグラウンドの方に足を踏み入れますと、やはり一定の整備が必要なのかなと、こういうふうに感じてきたところではございますが、いずれ先ほどお答えいたしましたように、物事をスピーディーに運ぶことが肝要でございますので、渡邊議員ご指摘のような形で対応できるように努力したいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

3 番（渡邊 計君）はい。立派なグラウンドでなくていいんです。とにかく広くさえとれば、ある程度の整地は我々がやるということで。我々というよりもですね、利用者がですね、利用者がやるということで、すみません、ありがとうございます。とにかく広い土地が欲しいということで、何とかその辺ご検討いただきたいと。整備の方もよろしく願いしたいと思います。

次、町民プール跡地なんですが、やっぱりあその場所というのは、作田山団地の中にあって、仮設の方からも割と近いところにある。それで、あそこを整備するのはそんなに予算はかからないんじゃないか、経費ではですね。そんなことも考えながら、あそこ回りにはネットフェンスぐらい設けなきゃいけないでしょうけれども、一日も早く子供たちが使えるように整備をお願いしたいと。

それで、山元町は温暖な気候に恵まれております。冬も雪が少なく、1年中運動場は使えます。現在、海岸の防潮堤復旧工事、そしてまた防災林復旧工事が行われておりますが、町当局からは減災効果のある防災林、地域を含め、幅200メートル、延長にして10キロ前後と、その間にわたり防災緑地帯を計画している。ところどころに築山をつくるということで説明がなされてまいりました。きのうの答弁の中で、なかなかその築山をつくるというのは難しいような、ご答弁の中にあつたと思うんですけれども、そ

それはそれとして……

議長（阿部 均君）質問は簡明にされますよう、論点を整理しお願いいたします。

3 番（渡邊 計君）はい。わかりました。そこで提案いたしますが、防災林の一部あるいは築山と築山との間に、100メートル四方ぐらいのグラウンドをたくさんつくっていただきたい。そして、また、新潟県や山形県等、裏日本の地域の人々は、冬場になりますと積雪が多く、ラグビーとかサッカー等の練習ができないという状況にあり、雪の少ない表日本ですね。宮城県、一番いいのかなとも考えていますけれども、東日本地方に運動場を求めていると聞いております。多くの運動場、たくさんの運動場ができれば、練習場を提供し、さまざまな県大会や全国大会も開催できます。それにより、交流人口の増加も図られ、町の活性化にもつながって、温暖、風光明媚、海あり、山あり、リンゴあり、イチゴあり、このような土地なら住んでみたいと思う人が出てきて、人口減から人口増へとつながっていくのではないのでしょうか。町長、どのようなお考えでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。まず、身近な質問からお答えさせていただきたいというふうに思いますが、町民プール跡地につきましては、今、応急仮設住宅内の一角に一定程度の子供たちの遊び場を確保しているわけですが、ご指摘のように決して十分な状況でないというふうなこともありますので、この町民プール跡地の有効な活用というふうなことで考えていきたいというふうに思っております。

ただ、山二小も含めまして、議員ご指摘のようにすぐに使えるような状態ということであれば、対応はたやすい部分もあるわけですが、やはりスポーツ施設あるいは子供たちの遊び場というようなことになると、安全管理上なり、あるいは必要なネットというふうな話にもどうしても及ぶものですから、その辺の前後関係をよく両団体等とも話し合いをさせていただきながら、できるだけ早い形で利用できるようにしてまいりたいというのが一つでございます。

それから、大きな問題として、復興に向けて少し裏日本の方も意識したようなスポーツ利用施設の整備などはどうかというふうなことでございますが、今進めております防災緑地ゾーンの中での公園の計画等の中で、どこまでどういうふうな形で可能なのか。これはいろいろアイデアはそのほかにも出てくるわけですが、最終的にどういうふうな機能、どういうふうな施設をそこに整備をしていったらいいのか、これは今後の検討の課題の一つというふうにさせていただければというふうに思います。いずれアイデアとしては非常に大切な視点でございますので、そういう視点を、このスポーツのみならず、各般にわたって参考にしながら整備を進めてまいりたいというふうに考えます。

3 番（渡邊 計君）はい。防災緑地帯につくるグラウンドが多く、そしてまた、私先ほど述べましたけれども、町の活性化につながっていくだろうと。これは山元町の将来を左右するようなことになるかもしれません。これは強く県へ働きかけ、県や国に強く働きかけて実現するよう要望いたしたいと思います。

次に、鷺足公園の件なのですが、アクセス道路は平成13年度計画で14年に用地取得を行ってきたと。そしてまた道路改良の優先順位によってこれまで延びてきていると、10年以上ですね。それで、今年度に改良工事が実施できると。これ、町有地なんですよ、たしか。その辺ちょっと。

町長（齋藤俊夫君）はい。鷺足運動公園そのものについては町有地ということで、ただ、管理の

方は区の方をお願いしているというふうな状況がございます。

議長（阿部 均君）驚足公園は町有地なのかどうかについては、生涯学習課長齋藤三郎君。

生涯学習課長（齋藤三郎君）はい、議長。町有地でございます。

3番（渡邊 計君）はい。町有地であると。区の方に管理をお願いしている。あそこ堤がすぐ、堤の隣り合わせなものですから危険であると。危険防止のため安全対策を十分にやらないと、せっかく拡幅道路改良工事を実施しても、無駄になる可能性もあるんじゃないかと。あそこは運動公園、児童公園ですか、そうなっているとすれば、なおさら安全対策には十分配慮していただきたい。以上でこの件については、質問を終わります。

次に、大綱第2の件でございます。

県道山下停車場線と旧山下町との丁字路交差点。これは道路管理者が行うべきものなんでしょうけれども、隅切り設置、それからあと歩道関係ですね。これはやはり危険な状態、通行人は大変危険な状態であると。そしてまた、大型バスがあそこの農協スタンドから、あそこから県道山下停車場線が始まるわけですが、あそこから大型バスが入ってきてても、やはりあそこは曲がれないと、大型バスはですね。ちょうど今、あそこ両隣、解体して更地になっております。今がチャンスだと思うんですけれども、その辺も県の方に強く要望して実現といいますか、改良をお願いしたいと。

それから、山下停車場線から山下町中央付近です。ここの件で、作田山1号線となっておりますけれども、これは町から上って南のガードをくぐる線で考えてよろしいんでしょうか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。作田山団地1号線でございますが、起点を県道山下停車場線から西に上りまして、ため池を南側に向かいます。南側のガードをくぐって、東光寺の脇を通り、作田山団地に抜ける路線となっております。以上でございます。

議長（阿部 均君）3番渡邊 計君。質問は、論点を整理し簡明に願います。

3番（渡邊 計君）はい、わかりました。

ここで、県道からただいまの作田山1号線なんですけれども、あそこから6号線の方に入る。避難道路として位置づけられるのは、作田山1号線の方を避難道路とするのか、ちょっとお伺いしておきます。

町長（齋藤俊夫君）道路の整備と避難道路としての関係は、ちょっと分けて整理したほうがいいのかというふうに思うのですが、避難道路そのものについては、今は県道山下停車場線ということで、今の山下駅の方からずっとこの先ほど指摘いただいた丁字路の方に来て、あそこから両サイドに分かれてそれぞれ国道の方に避難をとといいますか、動線があるわけでございますけれども、その延長線上として、今ご指摘あった山下町の中央付近のこの道路も、動線としては大事になってくるのかなということでございますが、先ほどお答えしたようにあのおり道路が傷んでいる、幅員が狭いというふうなこともありますので、考え方としては、あそこの幅員の確保を含めて、避難路としても機能するようにしていかなくちやないのかなというふうに考えますので、ただ、具体の避難のときには、国道の方に上がるべきなのか、それともあそのため池を挟んで両サイドに、国道の下側の通路ですね、ガード下を通るといような。やはりあのガードを利用されるのが、一番国道との関係を考えますと、望ましいのかなというふうに考えるところでございます。

今回、先ほど申し上げましたのは、基本的には幅員の狭いところを中心とした道路の

整備ということをメインにお答えしたところでございます。

3 番（渡邊 計君）はい。避難道としてガードの方を進める、考えた方がいいと。そのガードといえ、山下町の北の交差点、小学校の東になりますけれども、やはり有事の際といえますか、今回の災害でもそうだったし、それから去年の地震のときもそうだったでしょうか。どうしてもあの国道が大混雑します。それで、6 号線に出るのは大変難しい。学校の、ちょうど小学校のところに、あそこ信号がつかまりましたけれども、やっぱり信号があるとどうしても6 号線に入れない。なかなか難しいと。それで、小学校の東にあるガード。あそこは今閉鎖されています。通行専用になっていますけれども、あそこを有事の際には開放することはできないものなのかどうかお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今ご指摘の写真屋さんのところから国道の下を通って山下小学校に通ずる道路ですね。私も議員同様、いざというときの使い方としての可能性を、問題意識は持っておりました。この辺は道路管理者なり学校サイドと事前にすり合わせをして、具体的にどういうふうな形で使えるものかどうか検討をして、できるだけ使えるような方向で整理をしていきたいというふうに思います。

議 長（阿部 均君）質問は、通告に沿った形でお願いいたします。少し通告からずれ始まっておりますので、お願いいたします。

3 番（渡邊 計君）はい。県道山下停車場線が、避難通路として、避難道として位置づけられている観点から、関連づけて質問したつもりでございます。以上で終わります。

議 長（阿部 均君）3 番渡邊 計君の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は10時55分といたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時55分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）一般質問は、一問一答でございますので、論点を整理し、答弁は簡明に、また、お願い、要望は厳に慎むようお願いいたします。

5 番竹内和彦君の質問を許します。竹内和彦君登壇願います。

5 番（竹内和彦君）はい。平成25年第2回山元町議会定例会一般質問をいたします。

まず、大綱1、圃場整備事業についてということで一つ目。二つ目は、新市街地についてということ。それから三つ目、大量の土量の確保についてということで、大きな三つについて質問してまいります。

それでは、最初の大綱1、圃場整備事業について。

町内の全農地面積の約6割が津波被災しました。この広大な荒涼とした土地を、そのまま放置しておくわけにはいかない。

今回、この東部地区を含む大規模圃場整備事業は、点在する農地と宅地を一体的に整備し、換地により効率的な土地利用を可能にする大変重要な一大事業であります。全国モデルにもなっている。この圃場整備事業はぜひとも強力に推進してもらいたいということであります。

そこで質問であります。今回の大規模な圃場整備の地権者は全体で何人なのか。ま

た、この地権者の同意は得られるのかどうか、この辺の見通しをお伺いいたします。

それから、二つ目として、先日、圃場整備の説明会が6月3日から6日まで開催されました。説明会場には延べ何人ぐらいが参加されたのか、そして、その反応はどうだったのかお伺いいたします。

三つ目として、これだけの大規模な事業ということでもありますので、町の推進体制の整備とこの事業の実施方針について町長の考えを伺うものであります。

四つ目として、今回の圃場整備の東部地区の中で、二十数人の地権者は太陽光発電メガソーラー事業を推進したいと申し出ている。これに対して町ではどう対処していくのか、お尋ねいたします。

五つ目ではありますが、このメガソーラー事業は、既に地権者も同意しており、農地面積24ヘクタール、農地転用を要します。これに対し、町では積極的に協力し、支援をすべきと思いますが、町長の考えはいかがかお伺いするものであります。

それから、大綱2番目として、新市街地について。

被災してから既に2年3か月が経過しております。狭い仮設暮らしでのストレスも限界に近いということでもあります。この住宅再建ということで、高齢になってからの2年待ち、3年待ちというのは大変大きい。早く生活再建し、安心なまちづくり、希望の持てるまちづくりを早く進めなくてはなりません。

そこで質問ではありますが、遅れていた坂元の災害公営住宅の建設、完成予定は来年春ということではありますが、これに変更はないか、改めてお伺いいたします。そして、宅地の分譲も来年から始まるということではありますが、これに変更はないか改めてお伺いいたします。

そして二つ目ということで、新市街地での生活再建を待ち焦がれている住民が、早く安心できるように、もとの行政区、いわゆる旧コミュニティ単位での地区割りや世帯別入居先を示すべきというふうに思いますが、この辺の考え方を町長にお伺いいたします。

三つ目として、かねてより坂元新市街地の周辺の排水対策を検討してきました。今回の用地買収にも影響があるのではないかと思います。地域住民に納得できる排水対策を改めてお伺いいたします。

大綱3番目ということではありますが、大量の土量の確保についてということでございます。

これから新市街地の造成工事が間もなく始まります。沿岸部の防潮堤工事は既に始まっております。第2線堤になる県道相馬亘理線のかさ上げ工事はこれから始まります。そして、防災緑地帯の盛り土工事もこれからということで、いろいろな盛り土工事、たくさん盛り土工事がめじろ押しということになっております。今回、横浜市から建設残土を山元町に運んでくるということになっているが、必要な土量は、まだまだ桁違いに不足しています。

そこで質問でございますが、これから、今までも含めて、町内で復興事業に必要とされる土量、これは全体でおおよそ幾らの量なのか。そして、この土量の確保のめどはついているのかどうか伺います。

二つ目として、これだけの土量を準備するというのは、民間レベルでできる範囲を超えている。行政で何らかの支援策、これはどのように考えているのか伺うものであります。

そして三つ目の質問であります、坂元愛林公益会は、50ヘクタールの山林を持っております。この坂元の50ヘクタールの山林の土をぜひ使ってほしいというふうに言っております。坂元スマートインターチェンジ予定地のすぐ西隣に位置しており、今回、土取り場、採石場として活用し、整地すれば、将来の企業誘致と、そういったことに利用できるのではないかと思います、その辺の町長の考えをお尋ねするものであります。

以上、大綱3、全部の質問を入れますと11ということであります。以上でございます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。竹内議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、圃場整備事業についての1点目、圃場整備事業の地権者数についてであります、東部地区は、第一種災害緊急区域内の約650ヘクタールを対象としております。最終的な地権者数は精査が必要ですが、説明会にご案内した方は、土地所有者及び耕作者を合わせて1,147名でございます。

なお、地権者の同意については、当事業を宮城県が事業主体となり土地改良法に基づいて進められるものですが、農用地にあっては、県の指導により耕作者の95パーセント以上の同意が目標となります。また、宅地等を含めた非農用地については、対象地全員の同意が必要となります。

本事業は、全国的なモデルとなる大規模な圃場整備事業であり、今後の農業展開に向けて、関係する地区の方々と協議を重ねて合意形成を図るとともに、宮城県やJA亘理を初めとする関係機関と一丸となり、目標の同意率達成に向けて進めてまいりたいと存じます。

次に、2点目の説明会の延べ参加人数についてですが、先月から今月初めにかけて8回にわたり説明会を開催いたしました、1,147名の皆様にご案内した中で、延べ人数で289名の参加をいただいたところでございます。

また、この説明会での反応については、事業推進に向けて貴重な意見をいただき、農地を手放したい希望や施設整備後の維持管理費をどう負担するのか、また、用排水対策を含めた農地整備計画が必要ではないかとの積極的なご意見をいただきました。全体的には、東部地区を荒廃地化してはならないという意識を共有できたものと考えております。今後、皆様とともに一つ一つの課題を整理し、解決に向けて、なお一層の事業に対するご理解とご協力を得てまいりたいと考えます。

次に3点目の事業内容に即した町の推進体制についてですが、本年4月から9名体制の農業基盤整備推進室を設置し、東部地区、磯地区、北部地区の圃場整備事業に向けた調査計画や住民との合意形成を図ることを担当しております。事業の執行に当たっては、多くの農家の皆様と短期間での合意形成が必要となるため、現状ではマンパワー不足もあり、事業推進に当たって必要な人員の確保に向けて、鋭意努力しているところであります。

また、実施方針については、震災により甚大な被害を受けた沿岸域における農地や防災集団移転促進事業により買収する宅地跡地等の非農用地用震災復興計画及び国道利用計画に基づき、抜本的な土地利用の再編を必要とするため、土地改良事業の換地制度により集積、再配置するものであります。これにより優良農地が形成され、経営規模拡大を目指す意欲ある経営体等が農地を有効に活用することで、生産性の向上と農業所得の

増大が見込まれるものと期待しております。また、景観作物の作付による四季折々の風景が一面に広がることにより、新たな自然の観光資源としての活用も大いに見込まれるものと考えております。あわせて、本地区内に産業誘致用地や公園用地を創設し、関連事業により整備することで、企業の参入による雇用の創出や交流人口の増大が見込まれるとともに、町の税収確保につながるものと考えております。

次に、4点目の太陽光発電メガソーラーの推進については、誘致に向けて地権者の皆様が津波浸水後の土地の有効活用を図るべく活動されていることは、先日の農家説明会の際にもお話がありました。町としても東部地区の産業誘致区域等に太陽光発電メガソーラーを積極的に誘致を図りたいと考えているところでありますが、区域の設定については、これから関係者と合意形成を図り、山元東部地区圃場整備事業推進委員会において決定していく予定であります。

次に、5点目のメガソーラー事業による農地転用については、農地法に基づき県が転用許可の申請を行うものですが、4ヘクタールを超える転用は、農林水産大臣が許可することとなっております。

なお、地権者の方々が誘致に向け予定されている農地は、農業振興地域の整備に関する法律に規定する第1種農地に該当し、原則として転用許可できないとされております。また、土地改良事業区域内の農地やおおむね10ヘクタール以上の一団の区域内にある農地も同様の扱いとなっております。

圃場整備事業は、田畑の大区画化により有料農地化を推進するものであり、ぜひとも農用地として事業に賛同していただきたいと考えております。

次に、大綱第2、新市街地についての1点目、坂元の災害公営住宅の完成予定及び宅地分譲予定について、来年からで変更ないかについてですが、被災者の方々が一日でも早く生活再建できるよう、新山下駅、新坂元駅周辺市街地整備に当たっては、設計施工一括発注総合評価落札方式を採用し、来年春に災害公営住宅及び宅地の一部引き渡しが可能となるよう、スピード感を持って進めてまいります。

次に2点目、住民が早く安心できるように旧コミュニティ単位の地区割りや世帯別入居先を示すべきについてですが、災害公営住宅、戸建住宅の供給の方法については、山下第1期災害公営住宅の際に、災害公営住宅を希望している町外に避難している方から、いち早く町内に戻りたいとの意向が多く、あわせて募集戸数も少ないことから、造成工事が完了した箇所から募集し、公平性を考慮し、抽せんにより入居者を決定したところであります。

これから整備を行う新市街地の移転については、行政区の再編も視野に入れながら、震災以前のコミュニティに配慮する方法や各地区内で希望する場所など、できるだけ希望をかなえられる抽せん方法について、現在検討中であります。今後、各地区の復興まちづくり協議会や山元町災害公営住宅管理運営検討委員会と連携しながら、早期に宅地供給の方法や抽せん方法について、決定してまいりたいと考えております。

次に3点目、坂元新市街地周辺の排水対策についてですが、この区域の排水は、宮城野ゴルフ場北西側の滝の沢ため池を起点とする谷地川排水路と、下郷地区から流れ込む支線排水路とが国道6号直下流において合流し、谷地川排水路として坂元川に自然排水される形態となっております。この合流箇所が、大雨時においてしばしば排水障害を生じさせる原因となっており、町としても早期改修の必要性を強く認識しております。こ

のたび新坂元駅周辺地区市街地整備にあわせ、復興交付金を活用し、早期改修に向け検討していましたが、区域外であることから不採択となったところでございます。現在、下流域を含めた谷地川排水路全体の排水解析を行っており、この成果を待って、来年度には用排水路整備事業等の導入により排水対策を進めてまいりますので、ご理解願います。

次に、大綱第3、大量の土量の確保についての1点目、町内で必要となる土量と確保のめどについてですが、現在、町による新市街地整備事業や防災緑地整備事業、避難路整備事業、国土交通省による海岸堤防復旧事業、林野庁による海岸防災林復旧工事、宮城県による河川堤防復旧工事、県道整備事業、さらにはJRによる常磐線移設工事等の復興事業が、実施並びに計画されております。これらの事業で必要とされる町全体の土量は、約1,000万立米に上ると聞いており、そのうち町施工分については、おおむね200万立米が必要であります。町内で現在、土砂採取許可を受けている土砂採取場は10か所あり、さらに2か所申請中であることから、供給可能土量は、合わせて約180万立米となっております。また、先月に横浜市と締結した建設残土の提供に関する協定では、今年度、約15万立米の土の提供を受ける計画となっておりますが、現在、国及び県発注の工事の施工状況を見ますと、町外の土取り場からの搬出が主であり、現段階では、町発注の工事に関して必要土量は確保されているものと考えております。

次に2点目、土の確保についての行政側の支援策についてですが、土の確保は、基本的に受注者が行うことになっておりますが、町としてもスピード感のある復旧・復興事業を左右する大きな課題と認識しております。このため、国及び県等の発注機関で構成する山元町工事安全協議会連絡会を通じ、土量の調整なども行っておりますほか、県に対し土砂採取の速やかな許可など、土量確保の支援を強く要請しているところであります。

次に3点目、坂元愛林公益会所有の山林の活用についてですが、以前、町においても復興事業に必要な土量確保の観点から、既存の土取り場の状況や土砂採取可能箇所の調査を行った事例があります。その際、ご提案のありました箇所についても検討を行い、当該箇所を調査する中で、県道沿いに大きな沢があること、民地を介さない当該地への侵入ができないこと、あるいは採取土量に対して平場面積の確保が困難などの課題により断念したところであります。以上でございます。

5番（竹内和彦君）はい。それでは、この圃場整備事業について、再質問させていただきます。

今回のこの圃場整備事業は、地権者の95パーセントの同意が必要というふうになっております。そしてまた、短期間の中でこの95パーセントの同意ということですから、大変忙しい。その辺を見通し、同意の見通しあるのかどうか、その辺を改めて伺います。

町長（齋藤俊夫君）はい。大変厳しい状況の中での関係者の皆様の同意取りつけの見通しというようなことでございますが、きのうも菊地議員にもお答えしたとおり、この事業、今の復興交付金が使える間というようなことで、27年度までの事業期間の中で物事を進めなくちゃならない。そしてまた、その大前提として、今ご指摘のような耕作者の方々の95パーセント以上の同意が必要ということではございますが、これは大変厳しい日程の中で対応しなくちゃならないということではございますけれども、ここは先ほどお答えしましたように、足もとの体制、さらなる体制整備も含めて関係者の皆様と力を合わせながら、

何とか95パーセント以上になるように頑張ってもらいたいと、その一言に尽きるわけでございます。

5 番（竹内和彦君）はい。大変だということではありますが、所在不明という方もいるでしょうし、震災で亡くなっている方もいるだろうし、相続もまだ終わっていないという方もいるかもしれません。その中で95パーセントの同意ということですから、大変だと思います。さらに、この事業工期が25年度から27年度までということでございます。

そしてもう一つは、この農地の集積率66パーセントという達成要件があります。これについては見通しどうなのか。お尋ねします。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。竹内議員のご質問につきまして、農地集積の66パーセントということでございますが、こちら農業経営基盤強化促進法という法律に基づきまして、山元町が目標と定めている農地集積目標66パーセントということになっております。こちらは、水田及び畑地両方でございますけれども、まず水田でございますが、農地整備事業の完了に向けて、水田の経営体、震災後の経営体を主体としましての方々に対して、水田150ヘクタールを66パーセント農地集積を図りたいというような計画を持っております。

また、畑地につきましては、250ヘクタールの畑地がございますが、こちらについては従前の畑地の所有者及び耕作者の方々に、まずは皆様にアンケートをご案内させていただきまして、今後の震災以降の経営形態、どのような考えをお持ちかということの意向を確認させていただきたいと思っております。その中で、その結果を踏まえて、将来的に畑地の農地集積を図るために幾つの経営体で畑地の集積が図れるかということ、まずは検証させていただきたいと考えております。その中で、もし66パーセントの目標達成に向けて非常に困難というような場合については、別途、今後の新たな経営体という参入も含めて検討してもらいたいと考えております。以上です。

5 番（竹内和彦君）はい。ぜひ、実現に向けて頑張ってもらいたいということでございます。これが実現すれば、水田は1ヘクタールの単位、1町歩ですね、この単位ということになりますし、畑については8町歩単位の畑ができるということで、全体で650町歩、大変な広大な農地ということになるわけでございます。行く行くは山元の観光資源というふうになるかもしれませんので、ぜひ実現してもらいたいということでございます。

そして、この圃場整備の東部地区において、このメガソーラー事業をぜひ推進したいということで、地権者二十数名が何とかやれないかということでおりますので、この圃場整備からこの24町歩、これを外すと、圃場整備の中からこれを除外するという考えはあるかどうか、その辺お尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。メガソーラーの誘致を今進めている中で、その部分について、予定しているこの圃場整備事業区域から外せないかというようなことでございますけれども、これは先ほど基本的にお答えしたようないろいろ土地利用、農地法の制約等もございますし、これから進めようとしている、今、竹内議員にも大変叱咤激励していただいたその関係も、いろいろと調整をしなくちゃいけないというふうな、そういうふうな位置づけの今メガソーラーの問題でございます。

具体の土地利用の考え方、これにつきましては、担当の渡邊室長の方からもう少し補足をさせてもらいたいというふうに思います。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。こちらのメガソーラーの予定区域というふうな

ことで、地区外にする予定はあるのかというふうなことでございますけれども、こちらの方の場所については、先日、農家説明会の際に、新浜周辺というふうなことでお伺いしております。この地域、優良農地として農振農用地になっている区域と農振白地というふうなことでなっている区域というふうなことで、分かれておるようでございます。

その中で今後、全体的に田畑の農地整備事業を展開していく上では、将来的には農用地、優良農地化を図っていくということが大前提になっております。ですので、まずは先ほど町長からもお話がありましたが、山元東部地区の圃場整備事業の推進委員会というこの組織の中で、農家の代表の皆様約20名ほど入るようにこれから設置される予定でございますし、また、そこの中にはJAであるとか改良区、郡公社、さまざまな機関が入って議論の場を設ける予定でございます。そういった事業の推進委員会の場において、最終的には事業範囲の区域を決定するというような形になろうかと思っておりますので、ご了解をお願いいたします。以上です。

5 番（竹内和彦君）はい。このメガソーラー事業用地ということで地権者二十数人いるわけですが、恐らくこの圃場整備の同意ということであれば、この二十数名の地権者の同意は得られないというように思います。

その辺は今後の課題ということでやりますが、そして、一番大きな問題は、これを進めるに当たって農地転用ということが大きな課題であります。これについては、やはりせつかくやろうとしているわけですから、町もこの農地転用については協力、支援をいただかないとなかなか進まない、難しいということでございますので、その辺ぜひとも協力していただけるのか、支援をいただけるのか、その農地転用についてお尋ねいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。農地転用について、町はどこまで対応できるのかというふうなことでございますが、このメガソーラーの関係に係る農地転用を含めまして、今この復旧・復興からいろいろな事業を展開しているわけございまして、被災者の一人一人のお立場あるいは一定のグループなり団体なり企業さんなり、いろいろな今思いを持たれて、それぞれの立場で復旧・復興に取り組まれていると。それでその一つだろうというふうに思うわけでございます。

町としては、できるだけそういう皆様の意向を酌み取れるような対応をしていかなくちやないという基本的な視点、これは大事にしていかなくちやないというのは、常々庁内でも共有しているつもりでございますが、全面的にこのまちづくりを見直していかなくちやないという中で、一人一人の思いの中でそういう部分が先行されてしまいますと、全体との調整、これが非常に難しい状況があるわけでございます。ですから、基本的にはその辺の折り合いをどういうふうにつけていったらいいのかというのが、このメガソーラーの問題に限らず、いろいろな面で横たわる大きな問題でございます。基本的な視点を大事にしつつも、やはり町の全体の発展、将来を見据えたまちづくりをいかにしていくべきかというようなことだろうというふうに思います。そういうふうな意味で、議会の皆様にも、国道利用計画については相当慎重なご議論をいただいた経緯もござい

ます。町としては、やはりそういう基本的な計画、復興計画を基本にしながら、大きな羅針盤にしながら、いろいろな諸問題を調整していかなくちやないというふうにご理解を賜りた

いというふうに考えます。

5 番（竹内和彦君）はい。今回、このメガソーラー事業というのは、有力な民間企業が48億の事業費を負担してせっかくやろうと、この山元町に来ているわけです。やっぱりこのような具体的な案件が出た場合には、やっぱり産業振興、その意味からも言って、積極的に前向きに協力して実現するように、行政側としては、やはり協力支援というものは、やっぱりやっていくべきだというふうに思いますが、改めてその辺お尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。平時で、平時の中で、あるいはその大きな圃場整備事業の予定計画が全然ないというふうな中であれば、やはりこのメガソーラーに限らず、町内の可能性のあるところにさまざまな形での企業の誘致を積極的に進めたいというのは、これは基本的なスタンスでございます。

しかし、先ほど来から申し上げているとおり、残念ながらやはりその前後関係ですね。これをぜひご理解をいただきたいと。仮にそこの場所を先行してそういう形にした中で東部地区の宅地の部分を含む650ヘクタールの整備事業化の妨げになるというようなことであってはいかなものかなというふうに思うわけでございますので、その辺の兼ね合いを十分に勘案しながら、この問題に当たってまいりたいというふうに思うところでございます。

5 番（竹内和彦君）はい。この大規模な圃場整備事業、これも大変大事であります。ただ、メガソーラー事業というのも、これもまた大事だと思います。やはりその辺を、両方をうまく調整して、ぜひとも実現できるように、行政側としても推進してもらいたいというふうに思います。

続きまして次の質問に移りたいと思います。

新市街地についてということで、坂元の災害公営住宅、これがまだ何も進んでいない状況であります。来年の春には40戸の災害公営住宅、坂元に完成して、仮設住宅で大変な思いをしている人たちが、希望を持って待っているわけであります。話によると間もなく着工するというふうに聞いておりますが、業者はもう既に決まったのかどうか、その辺お尋ねいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。新市街地整備に向けて、それを担当される受注業者が決まったのかというふうなことでございますけれども、おかげさまで設計施工一括発注総合評価落札方式の際に向けて、いろいろ慎重な審査を進めてきた中で、先般ようやくその受注候補者が決まったというふうなことで、今議会に追加提案をさせていただくというふうな運びとなりましたので、ぜひご理解ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げたいというふうに思います。

5 番（竹内和彦君）はい。この新市街地の用地買収、用地取得について、山下地区は83パーセント、坂元は70パーセントというふうにきのうの佐山議員の答弁でありました。施工業者も決まり、間もなく着工という段階に入っておりますが、しかしながら、この用地取得70パーセントというのは、昨日の答弁ですとおおむね順調ということに回答がありましたけれども、逆に考えれば、あと30パーセントの人が、3割の人がまだ応じていないと、用地取得に応じていないというところで、もう来月着工と。できるんですか。

その辺大変心配なんです。まずその辺の見通しお尋ねします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろとご心配いただくわけでございますが、まず一つ、用地の残り30パーセントの関係、あるいはその30パーセントがある中でのこの具体の設計施

工一括方式のこれからの推進のスケジュール、それぞれ担当室長の方から手分けしてお答えをさせていただきたいというふうに思います。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい。ただいまの件でございますけれども、きのうですか、佐山議員に70パーセントと。すいません。今の件でございますけれども、計画的には70パーセント、残り30パーセントのということでございますけれども、その件に関しましては、竹内議員がおっしゃいますように排水関係、この関係で計画が見えないと、はっきりと見えないとちょっと、事業には賛成なんだけれども今後の心配があるので判はつけないということと言われております。それにつきましては、先ほど町長が答弁申し上げたように、下流域を含めた谷地川の排水路全体の排水の分析等を行っているということなものですから、そのデータが上がり次第、地権者の方に詳細を持って伺いますということを申し上げております。それについては、それであれば再度話を聞くということなものですから、私たちの用地対策として、地権者等のそういう会話をしている、交渉している中で、それが出てくれば納得していただけるのかなと思っているところでございます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。先ほども町長の回答の中にもありましたが、設計施工一括発注方式の総合評価落札方式で今回発注をさせていただいております。

今、用地未買収分については、短期間の間で用地の方で鋭意努力しているというふうに聞いております。その間に実施設計を作成し、用地買収の確定したところから施工できるような工程管理を計画しておるところでございます。私の方からは以上です。

5番（竹内和彦君）はい。この用地買収ですね。坂元の用地買収。排水計画に納得しない地権者が買収に応じないということだそうですが、ならば、この排水計画きちっと納得できる回答をしなければ、着工できないんじゃないですか。その辺お尋ねします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。谷地川の排水計画については、先ほど町長の答弁にもありました。谷地川の排水については、排水路という位置づけをしておりますが、一部では坂元下水処理場の西側より用水として取水しているという状況もございます。非常に複雑な形態の一面も持っておるという水路でございます。さまざまな角度から調査確認をしておるところでございます。それをもとに実施設計に向けて、解析あるいは設計等を行っており、その辺を説明させていただくことにより地権者の御理解をいただければなど、かように感じております。

また、町長の先ほどの回答のくだりにもありましたが、来年度には用排水路整備事業等の導入に向け、排水路対策全体を見つめながら進めてまいるといような回答をさせていただいておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

5番（竹内和彦君）はい。先ほどの町長の答弁の中で、復興交付金を活用してこの排水整備をするということが不採択となったということでもあります。この不採択になって、これをどうするんですか。不採択ということになると。この辺がはっきりしないと、地権者は納得しないと思いますけれども、その辺お尋ねします。

町長（齋藤俊夫君）はい。先ほどの復興交付金が残念ながら不採択となったというようなことでございますけれども、当初は、この新市街地の整備と一体となった排水対策の解消ということで対応していきたいというふうなことで、復興庁といろいろやりとりしたんですけれども、どうしても排水路の形態等からしますと、市街地の整備そのものとは直接的には関係のない、関連性の薄い整備だろうと、残念ながらそういうふうな判断をちょう

だいたしたというところでございます。

そして、また先ほどお答えしましたように、来年度には、ぜひ農水省サイドの用排水路整備事業というものがございますので、これを何とか導入することによって、この懸案でございますこの周辺の排水対策をこの機会にしっかりと対応していきたいというふうに思っております。

町としては、市街地整備と極力歩調を合わせながらこの排水対策を講じていきたいというふうに思っておるのですが、一方で、できるだけ町の手出しを少しでも少なくなるような補助事業ができればというふうな思いもあって、来年度には、この用排水路整備事業をぜひ導入したいというふうに思っておるわけでございます。最終的には、どうしても補助事業の導入が難しいということであれば、やはりこの機会に、これは町単独でもこの問題をしっかりと対応していかなくちやないのかなと、そんなふうに考えているところでございます。

5 番（竹内和彦君）はい。今、町長から、場合によっては町単独でやるというふうに町長から答弁をいただきましたので、とにかく坂元の排水対策をきちっとやるということで解釈してよろしいのかどうか、改めて町長の回答をお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。補助事業の導入が難しければ、町単独でもこの問題にしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

5 番（竹内和彦君）はい、了解しました。

それとあわせてこの排水問題、坂元川の北側に、松村クリニックの付近ですね、この辺も排水が悪いと。昨年ここに災害公営住宅建設ということで、議会で否決というふうになったわけでありましてけれども、この付近の排水問題は、前々から問題ということであります。

議 長（阿部 均君）通告外となりますので、今は新市街地ということでございますので。

5 番（竹内和彦君）新市街地の周辺ということですよ。新市街地の周辺の整備ということであり

ます。

これについては、ここの排水が非常に問題。道路も少々の雨で冠水してしまうということですから、ここの整備もやはり、災害公営住宅とは別でありますから、ひとつこの辺もよろしく、ひとつ前向きに検討してもらいたいというふうに思います。

続きまして、次の質問に入ります。

大量の土量の確保についてということでございます。

今回は、横浜から建設残土を船で運んでくるということで、年に15万立米、4年間60万立米ですか、新地町と両町で分け合うということでありまして、いわゆる山元町には約30万立米入ってくるということでありまして、全体から見れば、まだまだ桁違いに不足しているということでありまして。横浜から運んでくるというのは、今回のこのケースは例外で、経費を考えれば、本来はあり得ないことでありまして。土の運搬というのは、やはり近場から運ぶというのが基本でありまして、やはり丸森町、角田、白石、そういうところから運んでくるという場合は、経費が2倍も3倍もかかるということでございます。相馬港から山元町まで運ぶということであっても、地元から運ぶ場合の経費は倍以上かかるんじゃないですか。

そういうことでもありますので、ひとつ坂元の愛林公益会では、この地元の土を、土砂を、無償でいいから使ってくれというふうに言っているわけですよ。なぜそれを使わな

いんですか。その辺お尋ねします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。竹内議員おっしゃるように、今回の被災関係復興事業に関しては、概算ではありますが町全体として1,000万立米ほどの土が必要だという調査は出ております。発注者の立場からいきますと、受注業者が土等については購入を目的として現場に持って運ぶというのが基本でございます。そういう観点から言いますと、受注者の責任のもとでの土砂の確保というのが基本原則になっていると。これは町長の回答でもご説明をさせていただいております。

本町において、町関連の災害復旧事業については200万立米が必要であるということで、これについても町内の土砂採取場については10か所ほどあります。さらに2か所ほど申請中というところもあります。申請中のところにおきましては、50万立米ほどの土砂も確保されているというふうに聞いておるところでございます。

そんな中で、愛林公益会の坂元のスマートICの西側というふうなお話でございますが、先ほど私がご説明させていただきました24年の9月の調査時点で、本町においてどのくらいの箇所でどのくらいの土がとれるのかなという調査をした経緯がございます。その中の一つに今回のお話の場所がございます。調査をする中で、この場所におきましては、非常に面積が大きい割には不整形であるということがまず一つ。平場を確保するには非常にお金と時間がかかるということもございます。ましてや県道からの進入路に関しては、大きな沢が問題になっております。さらに、その周辺全て民地でございます。それら等々を考えますと、なかなかこの場所においては、土地利用等も考えたときに、非常に難しいのかなというふうな判断になった次第でございますので、その辺はご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

5番（竹内和彦君）はい。今、庄司課長の方から回答いただきましたけれども、県道沿いに大きな沢があるというように回答しましたけれども、どう見ても大きな沢というふうには見えません。それから、民地があるということであれば、借りればいつでも借りられる。貸さないという人はいないと思いますよ。別に取得しても、特に山林でありますからね、大したことではないと思いますけれども。それから、平場の確保が難しいということでもありますけれども、2段、3段、段にしたって構わないじゃないですか。ここには坂元スマートインターが開設予定であります。将来のその辺の産業振興という面から見ても、非常に有効というふうに思います。その辺もう一度お願いします。

町長（齋藤俊夫君）はい。ご指摘の場所の活用に向けてというふうなことでございますが、今までご説明させていただきましたような、いろいろと隘路があるということでございますが、もっと条件が整うのであれば、我々としてもいろいろ検討の余地があるのかなというふうに思うのでございますけれども、縷々ご説明してきたこの全体の土量の調整、確保に向けた調整の状況なり、近隣からのご支援、ご協力等々も含めまして、今の時点でこのご指摘の場所をどうしても活用しなくちゃいけないのかというふうな状況には、そこまではいかないのかなというふうに考えておりますので、そういうことでこの土地の利活用の可能性についてはご理解をいただければというふうに思います。

5番（竹内和彦君）はい。山元町で1,000万立米を要するというところでございます。今大体200万立米ぐらいがめどがついているということでございます。町内で使う分が、あらからもうめどがついているということでございます。

業者側から見ますと、入札までは、やはりとれるかとれないかわからないのに、大量

の土量を確保するということはできません。入札終わって落札してから、急いでこの土量の確保に走るわけでありますけれども、新たな土取り場と申請するにしても、4か月、半年、許認可に時間を要するわけです。工事というのは急いでやらなければならない。どうしてもそういった要因で遅れてしまうということになりかねない。今までは、何とかなんとかやってきたと思いますけれども、これから本格的な大量の土量を必要としています。防災林だけでも約400万立米。2メートルかさ上げして200メートル幅で11キロというふうになりますので400万立米が必要になります。これから、大変な土量を必要とする。ですから、この峠の山を一つ充てるぐらいの、それぐらいの気持ちでないと。そういうわけで大変な土量が必要になってくるということでございます。

亘理町については、亘理町で山を確保しております。新地町についても、鹿狼山の南側の山、一山ですね、大変大きな土取り場があります。いささかこの山元町においては、ちょっと寂しい。大量の土量、1,000万立米、どうなるかなと心配するところであります。その辺、やっぱり行政のある程度の支援ということがなければ、工事の遅れというふうにつながりますので、その辺もう一度、町長の答弁をお願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。土量の確保における行政、町としての対応のあり方というふうなことで、冒頭申し上げた基本的な認識は持っております。受注業者頼み、任せだけでは、この復旧・復興で大変な土量を必要とするというふうな中での対応、いかにあるべきかということでございますが、今そういう中で、具体にお隣の亘理町さんの対応なども引き合いに出していただきましたけれども、町としては今後、再度この問題を精査検討する中で、亘理町さんのような対応が必要というふうなことであれば、それはまたその段階で判断をしていかなくちやないのかなというふうに思っておりますので、ぜひ町としてもこの問題に大きな支援なり、対応していかなくちやないという問題意識は持っているというようなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

5 番（竹内和彦君）はい。以上で私の質問、これで終わります。

議 長（阿部 均君）5 番竹内和彦君の質問を終わります。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時30分といたします。

午後 0時00分 休 憩

午後 1時30分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）6 番遠藤龍之君の質問を許します。遠藤龍之君、登壇願います。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。2013年6月議会定例会に当たり、町民の皆さんの要望する諸課題を初め、今進められております復興事業の推進、まちづくりに関することなど町政全般にわたって質問を行い、町長の所見をお尋ねするものであります。

1 件目は、「山元町小・中学校教育環境整備方針」についてであります。

この方針は、教育委員会の基本的な考え方を町民の皆様にお示しするものであり、今後、関係者の皆様との合意形成を図りながら、小・中学校の教育環境の整備を実現していくものとして、その方向性を示しておりますが、町民の中からは、疑問や懸念の声が上げられております。そこで次の点についてお伺いいたします。

1 点目は、山下第二小学校再建の取り組み、考え方についてであります。

2 点目は、学校再編に向けての基本方針とこれらの整備方針について、住民の意向をどのように確認し反映されているのかであります。

3 点目は、学校再編を拙速に進める、決めるべきではないと考えますが、町長のご所見をお伺いいたします。

2 件目の質問であります。2 件目は、被災者支援制度の拡充をについてであります。

東日本大震災から 2 年余が経過しておりますが、被災地では被災者の生活再建が思うように進んではおりません。一日も早い生活再建、安定した生活に戻れることが、今被災者の切実な願いとなっている中、被災者の現状に沿った各種支援制度の充実が強く求められておりますが、次の点についてお伺いいたします。

1 点目は、各種被災者支援対策の取り組みと実施状況についてであります。

2 点目は、これまでどのような支援策の要求があったか。また、それらの要求に対応できていない支援策についてお伺いいたします。

3 点目は、財源確保に努め、さらなる工夫も重ねながら支援策の充実をについてであります。とりわけ同じ被災者でありながら、まだ十分な支援が受けられない支援対象者に、町独自の支援策を図る考えはないかお伺いいたします。

3 件目は、介護保険事業についてであります。

介護の必要性が高くなると言われております 75 歳以上の高齢者が、総人口の 16.5 パーセントを占めるまでに至っており、さらなる高齢化社会に的確に対応していくために、取り組むべき施策を明らかにする必要があるとして、町は高齢者保健福祉計画及び第 5 期介護保険事業計画を策定し、介護保険事業に今取り組んでおられるところだと思いますが、次の点についてお伺いをいたします。

1 点目は、震災後 2 年を経過しますが、利用状況に変化はあるのか。

2 点目は、要介護認定の実施状況についてであります。

3 点目は、24 時間地域巡回型サービスの取り組みについてお伺いいたします。

4 点目は、地域密着型介護老人福祉施設整備の取り組み状況についてお伺いいたします。

以上、私の 3 件の一般質問といたします。

議長（阿部 均君）1 件目の 1 点、2 点については、教育長森 憲一君、登壇願います。

教育長（森 憲一君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、教育環境整備方針についての 1 点目、山下第二小学校の再建についてですが、教育委員会では、山元町震災復興計画を踏まえ、子供たちの健やかな成長とより充実した教育を目指すため、昨年 5 月に、山元町小・中学校教育環境整備検討委員会を設置し、坂元小・中浜小学校、山下小・山下第二小学校の併設状態の解消を図ることを最優先として、将来の学校再編や小中学校の適正配置等についての検討を行ってきました。この検討委員会における検討結果を最大限に尊重し、去る 3 月に教育委員会において、山元町小中学校教育環境整備方針を作成したところであり、山下第二小学校においては、中期で再建する方針をお示ししたところであります。

この再建との方針に至りました経緯、考え方についてですが、検討委員会では、保護者、児童生徒アンケート及び教職員ヒアリングを実施するとともに、検討委員会における検討状況をお知らせしながら、幼稚園、保育所、保護者との意見交換会、学区別懇談

会、住民説明会及びパブリックコメントを実施し、お寄せいただいたご意見等を参考に検討を深めていったところであります。その結果、次の五つの主な論点が導き出されたところであります。

1 点目、現在の併設状態を早急に解消し、震災前の平時の学校運営、生活に戻すことを優先とすること。

2 点目、被災した山下第二小学校区、特に山下駅周辺への住民が戻りつつある状況と一定の児童数が確保できることを踏まえ、地域のよりどころである山下第二小学校の存在意義を考えること。

3 点目、学区の保護者や住民の意向を尊重すること。

4 点目、本町が再生復興時期にある中、小学校建設再建は、新たなまちづくりの牽引役でもあること。

5 点目、小学校の建設用地を山下地区新市街地内に確保する見込みがあること。

以上の点から、検討委員会では中期で再建する方針を決定したものであり、教育委員会での整備方針決定におきましても、この論点が山下第二小学校を中期で再建する方針に至る理由となったところであります。

次に、2 点目、住民の意向確認と反映についてですが、整備方針はご説明したとおり、検討委員会での検討結果を最大限に尊重し策定したものであります。先ほどご説明した保護者、児童生徒アンケート、教職員ヒアリングの結果や幼稚園、保育所、保護者との意見交換会、学区別懇談会、住民説明会及びパブリックコメントを実施した中で寄せられたご意見等が、検討の過程や結果にも反映されておりますことと、2 月に開催しました山下地区行政区長説明会と山元町全体保護者住民説明会において、整備取りまとめ方針についてご説明申し上げ、ご意見をちょうだいし、それらが整備方針にも反映しているものと考えております。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）1 件目の（3）、2 件目、3 件目については、町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい。遠藤龍之議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、教育環境整備方針についての 3 点目、学校再編は拙速に決めるべきではないについてですが、教育委員会が策定した教育環境整備方針は、震災直後から併設状態にあった四つの小学校の併設状態の解消を図るために最優先に取り組むべき短期、中期方針と、将来の教育環境を見据えた長期的方針とで構成されております。

学校再編については、議員同様、慎重に判断すべきと考えておりますが、四つの小学校の併設状態の解消の件につきましては、被災した子供たちの健やかな成長のためには早急に改善を図るべきと判断したことから、中浜小学校は坂元小学校と本年 4 月に統合し、山下第二小学校については、現在、再建に向け、内部調整を進めているところであります。

また、本整備方針では、長期的視野から小学校 2 学校区、小学校 1 学校区との方針も示されておりますが、これは、小学校であれば児童数減少に伴う複式学級編成の実施時期や、中学校であれば、生徒同士が切磋琢磨できる環境、部活動の選択肢の幅の確保、そして、教員定数が確保できなくなる状況などの時期を見きわめた上で具体的な検討に入るべき中長期的課題であると考えております。

次に、大綱第 2、被災者支援制度の充実についての 1 点目、各種被災者支援策の取り

組みと実施状況についてですが、町ではこれまで、震災により住宅が全壊、大規模半壊された方々等を対象に、被災者生活再建支援制度により、基礎支援金及び加算支援金を支給してまいりました。これに加え、災害危険区域内で被災され住宅再建される方々に対し、防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業により、被災宅地の買い取りや利子補給、補助による支援を行うとともに、新市街地の住宅団地に移転される方々等に対し、町独自の支援策を講じてまいりました。

次に、2点目、支援策への要求または対応できていない支援策についてですが、災害危険区域外で被災された方々、住宅再建に当たりローンを組むことができない方々、移転時期の関係で防災集団移転促進事業またはがけ地近接等危険住宅移転事業が適用できない方々及び危険区域内で現地再建される方々への支援が十分でないとのご意見をいただいております。また、人口流出を抑制する観点から、町内に単独移転される方々へのさらなる支援を行うべきではないかとのご意見も伺っております。

次に、3点目、まだ十分な支援が受けられない支援対象者への町独自の支援策についてですが、町では今般、県から交付された東日本大震災復興基金交付金等を活用し、これまで十分な支援が受けられていない被災者の方々への支援格差を是正するための町独自の支援策を検討しております。具体的には、災害危険区域外の津波浸水区域内で被災された方々への支援を考えております。このほか単独移転を含め、町内において住宅再建される方々及び新市街地の戸建住宅に移転される方々への支援の拡充も考えております。

なお、今回検討している町独自の支援策につきましては、議会のご了解をいただいた後、予算措置及び町民の皆様への広報を行ってまいります。

次に大綱第3、介護保険事業についての1点目、利用状況の変化についてですが、震災前の平成23年2月末時点での被保険者数は5,123名で、サービス利用者数は674名となっており、サービス利用率は13.2パーセントとなっております。一方、本年4月末時点の被保険者数は4,467名で、比較すると656名の減、サービス利用者は608名で66名の減少となっており、サービス利用率は13.6パーセントとほぼ横ばいで、大きな変化はございません。

次に、2点目、要介護認定の実施状況についてですが、要介護認定は、昨年9月末まで東日本大震災に伴う特例措置により申請や区分変更を除き有効期間の延長をしておりましたが、昨年10月からは、従来どおり要介護認定審査会を開催しており、本年5月末日までに685名を審査した結果、202名の方々が状態悪化等により介護度が上がり、93名の方々が状態改善等により介護度が下がっております。

なお、審査会委員は、保健医療、福祉の学識経験者で構成されており、全国一律の基準に基づき公正かつ的確に審査を行っているところではありますが、今後ともより一層の適正な審査が行われるよう継続的に研修等を実施し、必要な知識の習得や技術の向上を図られるよう努めてまいります。

次に3点目、24時間地域巡回型サービスの取り組みについてですが、国では、重度者を初めとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、訪問介護と訪問看護が連携しながら定期巡回訪問と随時の対応を行う定期巡回・随時対応型訪問介護看護を昨年4月に創設しておりますが、導入に当たっては、両者のニーズや採算性を見きわめることが重要でありますので、事業者と情報交換を行い、導入の可能性について検討してまいりた

いと考えております。

次に４点目、地域密着型介護老人福祉施設整備の取り組み状況についてですが、平成２３年度に介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金を活用し、旧坂元中跡地に建設する予定でありましたが、震災により仮設住宅用地としての活用を優先したことから、事業を見送らざるを得ない状況となりました。事業の実現に向けては、新たな用地の確保や県の基金事業の継続等の財源見通しを立てることが課題となっておりますので、今後とも事業者との情報交換を行いながら、用地の確保に向けた検討を進めるとともに、県に対し基金事業補助金の継続を要望するなど、計画の実現に向けて取り組んでまいります。以上でございます。

６番（遠藤龍之君）はい。まず第１点について、山二小の再建の取り組みについてお伺いいたします。

改めてお伺いしますが、今この時点でこの山二小の現状をどう見ているのか、お伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。山下第二小学校、３月１１日のあの震災以降、１か月半ほどしてやっと学校再開にこぎつけ、その後２年ほどを経過しておりますが、依然として山下小学校の併設を余儀なくされている状態でございます。その中にあって子供たちは、あの広々とした学校の中で生活した後を受けて、一つ校舎の下で二つの学校が存在するという併設状態の中で大変窮屈感を背負いながら、また、震災の心のケア等の苦しみに遭いながらも子供たちなりに努力している。また、保護者の負担も大変なものというふうに思っております。

現在子供たちの置かれている状況、約児童数は半数になりましたけれども、その半分の方は、まだ仮設住宅に入居している状況であり、一方で町外から通っている児童もいるという、そういう大変苦しい状況でございます。そう認識しております。

６番（遠藤龍之君）はい。そうした厳しい状況にあるというのは、この整備方針をつくる前から、当初からそうした現状についてはそれぞれ確認されているところであり、その辺についてはいまだ変わらずの状態が続いているということでもあります。そうした現状から見まして、今の山二小再建の取り組みの現状、進捗ですね、その辺についてはどのように受け止められておられるのかお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。現在、これは３月に取りまとめをいたしまして、議員の皆様方にも４月に、年度明けてからでございますけれども、全員協議会等で説明をしております。

なお、保護者の皆様方にも、この報告を受け、さらに教育委員会としての方針を策定しましたことを広報等にてお知らせをしてきたところでございます。現在、今までのその状況とこれからの方向性が決まりましたので、内部調整をさせていただいているという状況でございます。

６番（遠藤龍之君）はい。被災してから２年を経過しているという中で、そういう方向性、いろいろこれまで取り組んできたということではありますが、しかしながらその現状を、その前の現状を確認したところ、依然として厳しい状況にあるというような状況の中で、それらの、今の話では教育委員会としては、町としてはその計画に沿って淡々と進めてきたというようなことであるかのような答弁ですが、私はなぜこれを聞いたのか。遅いのではないかとということでの確認なんです。もう２年過ぎているんですよ。そして、はっきり言ってまだ手つかずの状態であるというのが現実だと思うのです。その辺の取り組

み状況についてどう思うのかというふうな思いで聞いたのですが、答えはわかりました。そういう思い。

というのは、やっぱり私遅れていると思います。現状から見ますと。もう2年経過しているんですよ。隣の亘理、荒浜小ではもう再建したと。もう通常に戻っているというふうなお話であります。条件は全く違いますね。向こうは残っての話ですからね。

しかし、それにしても私はこの山二小の再建については、やはり遅れているというふうに受け止めていることで質問に上げさせていただいているのですが。といいますのは、そもそもこの検討方針、この取り組みに当たって、大きな思い違いというちょっと失礼になるからそういうことではなくて、考え違い、これもちょうと違います。そもそもこの整備方針全体というのを見てもみますと、遠い将来のところまでこれを検討すると、検討した内容になっているんですよ。そして、そのこと全てまとまらないうちには次に手出しできなかったというようなことがあって遅れたのではないかと私は勝手に見ているわけですが、基本方針3まで、将来のことまで決めなければ次に展開できないというような動きだったのかなというふうに見ています。そのことで遅れたのではないかなと思っているんですが、その辺について町としてはどう捉えているか。間違っていたら間違っていた、こっちはこっちの方が間違っていると。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。

おくれて遅いのではないかとというふうな今のご指摘でございますけれども、私たち教育委員会としては、ある意味でそれを甘んじて受けなければならないというふうに思います。

しかしながら、通常の場合ですと学校再編、学区のことについては、通常、例えば県内、栗原市、登米市、気仙沼市、気仙沼市は被災をいたしました。気仙沼市も、気仙沼小学校とご承知のとおり気仙沼南小学校の再建統合問題が浮上して、いち早く手を打って気仙沼小学校に統合されたと。しかしこれは、もう数年も前から既に検討の舞台にのっていて、たまたまこの震災に遭ってそれを早急に進めたというふうな状況がございます。そういった中で遅いのではないかと、そして遠い将来のことも考えたのではないかとということですが、これは皆様方にお認めをいただきました震災復興計画の、まずこの基本にのって進めてまいったところでございます。

それから、ちょっと時間ちょうだいして申しわけないのですが。

6 番（遠藤龍之君）はい。今のに反論するつもりはないのですが、とにかく山二小の再建をどう考えているか。人のところどうだっていいというふうにもならないけれどもね、場合も状況も違うということもありますし、そもそも、何回も確認されているのですが、とにかくひどい状況はどこそこに出てくるんですね。きょうの答弁の初めにも、今の現状は大変厳しい。それから、この方針を立てるときにも、大変だから、まず、まず何よりも山二小の再建ということをその方針の中でも示しているわけですよ。一番最初にね。それから今の山二小の、今のご答弁にもありましたように、まず何よりも山二小の再建ということが随所に出てくるのにもかかわらず、どうもその辺の動きが見えないなということからの質問なんです。ですから、ですから、いいんですということおかしいですけども、そういった位置づけを確認できればよかったんで、ほかの土地と比べて、だからどうのこうのということを別に所望しているわけではない。私は、この件については、そのようなふうな思いであるということで、その辺についてはそうではないということ

で見方が違ってくるかと思いますが、その辺を大きくはここで取り沙汰するつもりはさらさらございません。

ただ、町民の中ではそういった心配をしている人たちもいるということを指摘しておきまして、では、さらに問題なのは、これをつくるとなってから、決まってからどのくらい時間がかかるか。それは他の事例を見るならば、これはもう学校の問題、統合廃止の問題は、これは歴史的なもう何十年の間に、歴史の中でもうそのくらい時間がかかるというのは、これはもう当然誰もが体験している話であって、だからこそ慎重に進めなければならないという話になるわけですが、そういう話の中で、現実的に、現に建設用地をどこに設定するのかということなんですが、これまたこの辺が、さらに今後の大きな問題になるのではないかと。予定、計画どおりに進むのかなという懸念がここからうかがえるわけです。

とりあえず確認しますが、ここで示されております新山下駅周辺地区というのは、どこの辺を指すのかお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。

現在、教育委員会で土地造成のところをお願いをしているのは、山下駅寄りの北側と申しましょうか、全体の市新市街地の中心部分よりやや東北側と。ちょっと漠とした表現で申しわけないのですが、そういったところを希望しておるところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。その辺については、都市計画等々、我々も説明を受ける中でその予定地ということで、大体その辺のところを指すのかなというふうに思うわけですが、その前に、今この復興計画で予定されていた建設予定地について、復興計画と都市計画の町の考えですね。あそこに設定すると、町でね。とするときに、教育委員会としてはその辺の相談は受けたのかどうか、話し合いはあったのかどうかお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。当初はそれぞれの部署で計画をしてきたものというふうに思いますので、私たちは、教育委員会としては、初めにデザインを受けたときに、向こうは向こうの考えでデザインをされたんだろうというふうに認識をしたところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。そうすると、その事前の相談はなかったということですね。確認します。

教育長（森 憲一君）はい。それは、事前の相談というよりは、いわゆるデザインの下書きというか、その辺を事前の相談というかどうかの認識はございますけれども、私たちとしては下書きというふうに捉えてございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。町の方に確認しますが、そういった教育委員会の意向も受けて、最終的なその計画を立てたのかどうか確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。学校問題、大変大切な重要な問題でございますので、私としては、折に触れて、この問題については教育長なりと意見交換をしながら今日まで進めてきているというようなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。今の話だと、教育長と町長、個人的な関係、二人だけの話というふうに聞こえるのですが、正式な対策会議なりそういったもの、都市計画ということになるのかな、示されて、最終的なその結論を出した場面で、きちっとした正式な公式な形で教育委員会との相談を詰めながらあの予定地を決めたのかどうかという話なんです。教育長が個人的にどうのこうのという話を聞いたわけではないんですけれども、その辺のところを確認します。

町 長（齋藤俊夫君）はい。学校問題を、今回は第二小学校の場所を含めて、教育関係に係ることについては、基本的には、きっかけは別にしましても、遠藤議員ご心配のような部分については、きちんと組織的な積み上げの中でいろいろと整理をしてきているというようなことでご理解を賜りたいというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。私はそここのところを確認したいのではなくて、ちゃんと正式、公式なところできちっとした形で対策を進めてきたのかどうかということを確認したかったわけですが、どうもその辺あいまいでわからない。やったのかやっていないのかわからないということをもと確認して、次に移りたいと思います。やってないということなんでしょうね。明確な回答がないということは。

そうすると、今明確に確認されていることは、教育委員会に聞きますけれども、今現時点でいいんですけれども、今大体どの辺を想定しているのかお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。先ほど申し上げましたように、私は下書きと言いたいところですが、初めのデザインを見せていただいたときには、ちょっとイメージしていただきたいのは、用水路ございますね。今の災害公営住宅のずっと北側の部分にデザインがございました。しかしそれでは山下小学校に、教育委員会としてはちょっと近過ぎるのではないかと。なぜならば、山下駅周辺の戻られている方々もたくさんございますので、できればその町の牽引役というふうな役割を担うとすれば、もう少し駅寄りの方がよろしいのではないかとというふうなことで、その後、教育委員会としてお願いをし、その中でいろいろ内部調整をしているというふうな状況でございます。別にまだ決定したわけではございません。今後、教育委員会としても、今、その広さであるとか、あるいは校舎そのものを、屋体どうだとか、そういった細かい部分を提案するのは、やはりきちっとした裏づけと、あるいは財政的な問題もございますので、その辺を詰めた上で本部会議等に正式に提案をするというふうなことで、今調整をしているところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。場所については、最終的に確認しますが、これは絶対新市街地の中でなければだめなのかどうかということについて、その考え方についてお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。これは住民説明会で、いろいろな方々のご意見、それから検討委員会の中でもいろいろご意見は出ました。例えばこういう意見もありました。山下第二小学校は、どちらかといえば山下小学校よりも山下第一小学校との関係もあるので、そちらと一緒にしたらどうなのかとか、そういった意見もございましたし、それから、もう少しその新市街地を離れて駅の近くはどうだとか、幾つかのご提案はございました。しかし、一貫して大きな流れとなっていたものは、新しい学校、山二小の再建というのは、新市街地の、そこにはほとんどの方が被災をされた山下第二小学校学区の方々がお住まいになるのだから、新しいまちづくりのそういった部分も担うべきなのではないかというふうな、そういう大きい意見が大勢を占めたところでございます。したがって、必ずしも新市街地だけではなくて、ほかのものも幾つかございました。ただ大筋としては、新市街地の中というふうなことがありました。

6 番（遠藤龍之君）はい。あと設定場所については、それを想定したこの話として、その論点の中に、被災した山下第二小学校区、山下駅周辺へ住民が戻りつつある状況という一定の児童数が確保できることを踏まえというような表現がありますが、この戻りつつある状況というのはどのような状況か。どの辺に戻ってきたのかどうか。その辺についてどういう情報からこのような表現になったのかお伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。この今ご指摘いただきました被災した山下第二小学校区、私、先ほど山下駅周辺と申し上げましたが、へ住民が戻りつつある状況と。これは町の方で、町長部局の方で確認してございます被災をされた方々の今後の意向調査といいますか、そちらの情報をいただいて、そちらの方にもある程度の世帯も戻られ、子供も戻られるという状況を背景とした表現でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。この辺は十分に考慮して、その位置についても考えるというふうなことだと思うんですが、そうするとこの辺の戻りつつある状況というものを十分もっと現実としてつかまえなくちゃならないかと思うのですが、きのうきょうの中で、牛橋が200、現在でもですね、花釜が300というような状況になってきていると。それが、さらに今後もろもろの条件が設定し、戻りつつあるというけれども、さらにまた戻ってくるというふうなことが想定されているわけですが、それらも踏まえて、当然その予定地の設定といいますか、していかなければならないと思うのですが、今後もそのような考えで進められるのかどうか、予定地の設定についてはですね、お伺いいたします。

教育長（森 憲一君）はい。お答えいたします。

基本は、今ご指摘いただいた内容になるかと思います。ただし、きのうも議論が出ましたけれども、行政区の問題であるとか、あるいは本当にその意向調査どおりに戻られるのか、まだ不確実な要素がございますので、そういったところを見きわめながら進めなければならないだろうというふうに思っています。

6 番（遠藤龍之君）はい。次に、2点目の学校再編に向けての基本方針等の住民の意向をどのように取り上げて生かしたかという点についてなんですが、まず、先ほども、今の答弁の中でもそうした方々のご意見を十分踏まえて計画策定に向けて検討の内容としたということですが、ここに上げられております各種団体、幼稚園、保護者の皆さんとか教職員のヒアリングあるいは学区別懇談会、住民説明会等々で懇談し、調査したということになっていますが、とりわけその調査内容ですね。例えば学区別懇談会だったら何名くらい参加した中でのご意見になっているのか、保護者の皆さんだったら何名くらいの方からのご意見になっているのか、その辺、わかる範囲で結構ですからお知らせいただきたい。

教育長（森 憲一君）はい。幾つかございますけれども、まず一番数的に大きいのは、アンケート調査でございました。これは小中学校の全保護者の方を対象に実施をいたしました。当時780世帯を対象にアンケート調査を実施し、669名の方からご回答をいただきました。86パーセントのご回答率でございました。児童生徒につきましては、内容的な把握もございましたので、全小学校、全中学校、5年生、2年生を対象に、合わせて230名を実施してございます。そのほか意見交換会、保育所、幼稚園、保護者の方々合わせまして合計36名、教職員ヒアリング7校20名、学区別懇談会、これは山下小学校区とか第二小学校区とか、合計51名の参加をいただいております。そのほか住民説明会、こちらは坂元中学校区16名、山下中学校区14名、あと細かく中浜と坂元はちょっと省かせていただきます。それから、山下の区長さんたち11名、最後、山元町全体の保護者、住民説明会ということで17名のご出席をいただいております。主なところは以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。これ、今の方々の意見を尊重する、尊重するというか取り入れるということで、この方針をつくる際に、そういった方々の意見も十分取り入れて、そういっ

た方々といえますか、住民の声も町民の声も取り入れてつくと。そしてその結果、基本方針3までの、ある程度のそれが定められたということなんですが、十分にこの酌み尽くされたものになっているのか、この中身ですね。その住民の皆さんのご意見。とりわけ学区別懇談会でも、教職員ヒアリング、保護者さんの意見交換と。そして、それは多分に1回だけのそういった懇談会なり検討会なりだと思うんですね。そういう状況の中で、それがもう、そしてそうした方々から出てきた意見がここに寄せられて、そして、それをもとにして全体の方針が決められたと。しかも将来的な基本3までですね。

私それで十分なのか。当面の山二小をどうするか、中浜、坂元どうするか。そこでは当然保護者の皆さんの意見を中心にと、当然対応すべきだというのはそう思いますし、それはもう本当に一日も早く対応しなくちゃならない。その辺については、中浜、坂元等についてはね、そういったスピーディーな形で対応できたということでは、非常に評価できるもの、評価しているものなんですが、それはそれとして置いておいて、この方針全体、何回も言いますが、将来にわたっての結論まで出している。こういう表現はちょっと失礼かも知れませんが、ここにこの町民の意見もいただいてつくっているんだというふうな表現にしたときに、十分に酌み入れられた形になっているのかという心配、懸念から今確認しているんです。といいますのは、ほとんどその当時、こういう動きがあるというのは、町民の中で知っていた人がどのくらいいるか。町民ですよ。我々は知っていることではないんですけれども。の中で、ですから学区別懇談会、住民説明会の参加状況を見ても、なかなかそれを裏づけるようなあれにはなっていない、人数にはね。あの混乱した時期に、まだ混乱が続いている時期に、23年、24年ですよ。まだ1年たって、今日の前のことがどうだというときに、こういうことがあっから来て、そして話、あなたの意見述べてけろというようなことがあっても、果たしてそれはそういうふうになるかというのは、ちょっとこの住民に対して申しわけないというか、無理があったのではないかというふうに思っている今の確認なんですけれども。

そういう意味で、逆に言うと、逆に言うといえますか、そういった少数といえますか、来た方の意見を中心にまとめられた結果だというふうに捉えていいものかどうか、伺います。

教育長（森 憲一君）はい。今前段でお話しいただきました住民の方、保護者の方々にとって無理があったのではないかとということをおっしゃっていただくと、確かにそれはそのとおりだというふうに思います。しかし、やはり併設状態を何とかしなければならぬという大変、私たちもそれがございましたので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、今のお話の中で、その方針のところ、最終的には、今議員さんがお示しいただきましたような方針として策定をいたしましたけれども、そこに至るまでの間で一番ポイントになったところは、山下第二小学校の再建を最終的に決めるまでには、全部で10回の検討委員会をやりましたけれども、9回目まで、それは議論を重ねたところでございます。なぜならば、やはり途中の過程で、少々細かくなりますけれども、やはり山下小学校と併設をしている状況の中で、統合をした方がいいのではないかと意見と、それからやはりもともとあった学校に戻すべきだという意見が、大変拮抗したのは事実でございます。しかし、最終的には、いろいろな議論を重ねてくるに従って、8回、9回、その辺のところでは、別にこれは最終的にみんなで挙手をして、再建するか

統合するかということではなくて、検討委員全員の一致でこの方針を決めたところでございます。ただ、これには盛り込まれていないんですけれども、そういう統合の意見などもかなり拮抗したときもあったのは事実でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。ちょっとこう交錯といいますか、ずれている部分は、私の質問の仕方悪いということ。山二小、あれの再建については、もう当然やらなくちゃならないことで、それはもう当然進めるので、それはそれでいい、それは当然やらなくちゃならないわけです。私はこの全体の方針のことでね、とりわけ将来。それをまた混乱するからまた次の機会にするから。俺もこう山二小再建をあれしているのを、邪魔しているような話に聞こえるとうまくないから。

じゃあ、3点の中を中心に展開したいと思います。拙速に決めるべきではないという、お答えをいただいたわけですが、それに対してもろもろあったわけですが、この方針、このね、私のこの質問の仕方もちっと足りなかったかと思います。私、山二小、全ての学校再編ではなくて、将来の基本3に対して、今この流れからいけば多分感づいてくれるのではないかなと思ったんですが、ちょっとそこには無理があったようですね。私はこの3点目につきましては、将来、1校、2校という部分についての懸念をここで確認したかったんですが、改めてそのことを町長、いいでしょうか。ちょっと多分そういう意味で今度受け止めて、そのこういう答え出したんだかと思うんですけれども、この基本3ね。この方針の中で、何もその中学校一つ、小学校二つまでの結論は出す必要はなかったのではないかというふうに、ということから拙速に決めるべきではないというふうなことで確認を求めたこの質問の内容になっているんですが。まだわかっていないようですね。

教育長（森 憲一君）はい。大変失礼しました。私もちょっと緊張していたものですから、大変失礼いたしました。

基本方針案3のことなんですが、一言で言えば、それをなぜ打ち出したのかということになるだろうというふうに思います。これは一番初めに申し上げましたけれども、まず1点は、震災復興計画の中で位置づけをして、お認めいただいているというのが大きなところでございます。それを受けて、やはりこのアンケートあるいは今までの意見交換の中から、やはり被災地だけではなくて、被災校だけではなくて、町全体の学区の再編を検討すべきだと、こういうふうなアンケートは、特に山下第一小学校は、少し取り残されるというそういうご意見がございました。これは50パーセントを超えたそういう意見をいただいたのも事実でございます。

それから、やはり部活のことなどで、実際教育委員会にも、もう坂元中学校には部活がこれがないんだけれどもとって、実は今年度、山下中学校に区域外修学をお認めした方もいるのも事実でございます。

それから、議論の中では、やはり特に若いお父さん、お母さん方は、もう既に山下第一小学校は100名を切っていると。やはり学区編成をやり直してほしいという意見までも出たのも事実でございます。

それから、大きいのは、これは区長さん方には、山元町は一つと、そういうふうな考え方をすべきではないかというふうなもろもろの考え方があって、それともう一つは、この前半、中間報告を受けて、中浜小と坂元小の話がございました。これは先ほどお話しのように既に統合したことでございますけれども、今後も中浜小のように閉校に伴う

ケースも出てくることがあるので、その際にはやはりスムーズにすべきだろうと。今回大分地域の皆さん方にご心配をおかけしたところでございます。

したがって、私たち教育委員会も、やはり長期的にもこれらのことについて言及をして、やはり町民の皆様、保護者の皆様にも意識していただくことは大変意味があることではないかというふうに考えたのも事実でございます。ただ議員さんからすれば、それが果たしてどうかという疑問があるのも事実だろうというふうに思っております。以上です。

6 番（遠藤龍之君）はい。だから確認したんですけれども、先ほど言いましたように、将来のことになりますよね、今後どうなるかというのは、今まで平時、安定した状況ではない、その24年去年1年間ね。まだ被災を受けて、本当にさっきなも言ったけども、目の前の生活どうするかと。そんなときに将来どうしますか。あるいは逆に言うと、おどしをかけるような質問にもなりかねない。例えば第一小のことを言いましたけれども、そういう意味ではちょっと表現をあれしなくてないんですけれども、気をつけなくてないんですけれども、今もう目の前がもう大変なときに、なかなかそれも大変なものがある、そのときにそういう質問を提起を受けたときに、ということとか、あと、もしそこまで、だから、だからっていうかね、ちゃんと全体を通した、本当に町民全体の意見を組み入れた結果になっているのかということを、そのことで今その前に聞いたんですよ、ですから。非常に言っていること立派だし、当たり前だし当然のことですね。ただ、その当然の議論が、この時期でよかったのかと。もっと平静に戻って、これからどうするか、ようやく自分の私生活安定して、世の中のこともよく見えるようになってきたと。そのときにやっぱり小学校のことを、もっと冷静になって考えてみっぺというようなときでもよかったのではないのかということを確認しているんです。でも、大体答え、という、そのときに問われるべきだということで、ちょっとその分、聞いてください。

教育長（森 憲一君）はい。それは議員さんのおっしゃるとおりの部分もあるだろうというふうに思います。ただ、私たちは先ほども申し上げましたように、取り残される感も否めないという、そういったところに配慮したつもりが逆に、逆にとられて、その圧迫感をしているというのもご指摘のとおりでございます。

ただ、この検討委員会の中では、地区民の住人の方からは、山下第一小学校のことについては、これは山下第二小学校の再建などとは別のこととして考えるべきだというご意見をいただいたのも事実でございます。ですから、まさしく遠藤議員さんのご指摘のとおりだというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。この再編をいろいろ検討していく際に、最も基本的な資料となったデータとしては、将来の推計人口ですよね。これ、この復興計画に沿ってと言いましたが、それと本当に沿ったこのこっちの結果になっているのかというのは、復興計画での同時期の減少率は、大体8割くらいなんですけれども、単純に。小学校、中学校を見ますと大体5割、6割も減少しているんです。それは少子ということで、単純に人口をそうするとどうなるのかということなんですけれども、この辺のおんなじ条件の中でのこの数字になっているのかどうか確認します。

教育長（森 憲一君）はい。これもちょっと誤解をいただいて大変申しわけありません。私が先ほど震災復興計画を踏まえというのは、震災復興計画の中で学校教育、生涯学習の中で、何に取り組むのかというふうなところを、それが一番もとになっているという意味で

ざいます。

なお、子供の数につきましては、児童生徒数につきましては、いわゆる住民基本台帳をベースに算出したものでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。ここにも書いてありますから、そういうことなんです。ただちょっと復興計画の方で出した数字のこの流れと、こっちとちょっと違和感を感じるなという意味で、その辺の正確な数字なのかどうなのかということを確認したのですけれども、それはそうだということなんですが、それは正式な文書なんですけれども、けちつけるわけではないのですけれども、この2ページの表現、全くどう読んでいいかわからないということを指摘しておいて、それは後でいいです。そんな些末なことは。

最終的に、この山下区、山小と山二小の関係についてはどのように考えているのかですね。その予定されている予定地に山二小を再建した場合に、どう考えているのかお伺いします。

教育長（森 憲一君）はい。先ほど申し上げましたように、まだまだ行政区なり、住民の戻りなりが不確実な要素が、不確定な要素がたくさんございます。私たちも今、それをどういうふうに捉えたらいいのかという問題はございます。

それから、議論の中でも、検討委員会の中でも、やはり山下小学校にちょっと近過ぎるのではないかという議論もいただいてきたところでございます。しかし、今までであった山下駅を中心にしますと、子供たちの道のりで、今までありました山下第二小学校、解体してございますけれども、あそこまでの距離は1.3キロメートル。それから、今予定しているところまでは約1.5ぐらいの距離でございます。この山下小学校、現在そこにある山下小学校からは1.1ないし1.2ぐらいの距離です。ですから、まさしく近いことは間違いないわけですが、やはり先ほど申し上げましたような理由から、この今ややあそこ、農道あたりにある山下二小と山下小学校区の境界を、それをぐっと新市街地の方に持ってくればどうなのかなと。つまり、被災をした分こっち側に少し入ってくるというふうなイメージで考えておるところでございます。

それからもう一つは、新市街地で宮城病院、合戦原のところも視野に入れてございますので、こちらは大ざっぱに言えば、合戦原の宮城病院のところの新市街地に来られる方の約40パーセントの方は、被災をされた浜通りの、いわゆる第二小学校学区の方というふうに伺っておりますので、そういったところも視野に入れながら、ある意味で柔軟に対応せざるを得ないのかなというふうに考えておるところでございます。これからの私どもの検討課題です。

6 番（遠藤龍之君）はい。山下区の方々の不安、懸念といいますか、そっち、山下小学校に近ければ近いほど、合戦原、高瀬、あそこからほとんどこっちというような心配をしているようです。そうすると自然に山下小学校は小さくなって、複式学級になるまでの条件を取得する。複式学級になれば、当然、山下小学校はそっちに統合されるというようなこともここに示してくれるといいんですね。何かそんな形でいくのかなんていうふうな懸念、不安をもう持っている方もおるようですので、うんと心配している人ですよ。当然ね、当たり前の心配なんですけれども、そういう町民の皆さん、区民の皆さんの不安も和らげるような形で、今後この検討について、再編については進めていかれたいということを求めまして、次の質問に移ります。

2 件目、被災者支援制度についてなんですが、全体についてこの間、きのうきょうと

説明を受けております。私のきょうの質問は、これまたこう酌み取ってほしかったなと思いますのは、全て、もうきのうまで説明、私たちが説明を受けて、その新提案されるものを踏まえた上での私の質問だったんです。その辺、それ以上のさらなる充実を求めたわけなんです。

というのは、最後からいきますと、さらなる充実を求めたところへの答弁としては、今度、今提案されている43億の件について述べられて、これがさらなる充実の内容だというふうなことでの答弁でしたが、私は、それを十分に理解した上で、それ以上の充実は考えられないかと。しかも財源の確保も含めてですね。財源がなければ何もできないということもありますから、そういう意味でって、そういう内容で質問したわけなんです。まず、実施状況についてはわかりました。

ここでちょっと確認したいことが、今この述べられている、あと示された施策の中で確認したい点が、長期避難者についてのサービスが後退しているのではないかと思うのですが、その辺、そういうことはないかどうか確認します。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。長期避難者の方々への支援ということでございますが、今回、災害危険区域外の方への支援としまして、長期避難の方々を対象にしまして、新しく住宅団地に入られる方、また、災害公営に入られる方、町内へ移転される方々、また、町外へ移転される方々に対しましても、新たにこれまで支援がなかった分、例えば住宅の建築の際の利子補給、また移転費用、またローンを組むことができない方々への支援という形のものを拡充支援策として盛り込んでございますので、その辺が新たに拡充されたものと考えております。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい。今確認したのは、長期避難対象者についての確認だったんですけれども、孤立住宅在宅移転支援というのと長期避難者に対する支援というのは違うのかどうか確認します。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。申しわけございません。ちょっと質問の中で孤立支援……議 長（阿部 均君）もう一回だけ、遠藤君。

6番（遠藤龍之君）はい。孤立住宅移転支援案。だから、これはやってなければいいんだけどね。

これ、私説明しますと、東日本大震災により、周囲の集落から孤立し、長期避難を余儀なくされた世帯等について、地域コミュニティの形成を確保するため、周辺の集落の移転とあわせて町の指定する住宅団地に移転する場合に移転の支援を行うという事前の説明があるのですが、これは、震災復興企画課が出された被災者支援政策についてから取り上げたものであります。そこには、磯、中浜地区孤立住宅借入利子補助限度額708万円、移転費用補助限度額78万円、住宅建設補助定額150万円と記されております。これと、こちらに示してある磯、中浜区での長期避難世帯に指定された方というのは、同じ対象なのかどうなのかという確認でした。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。今のご質問ですけれども、同じ内容であると考えてございます。以上です。

6番（遠藤龍之君）はい。ですよね。ですから後退したのではないかという確認なんです。そこで私最後まで言ったのですが、780万、78万、150万というもの。その確認です。

議 長（阿部 均君）この際暫時休憩といたします。再開は2時50分といたします。

午後 2時38分 休 憩

午後 2時50分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）震災復興企画課長本郷和徳君。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。お時間をいただいてすみませんでした。

先ほどの孤立住宅移転支援の件について、支援が後退したのではないかということでございます。

まずその孤立住宅移転支援、議員さんのおっしゃる孤立住宅移転支援につきましては、孤立住宅の方々に対しまして、昨年度、そちらの地区は危険区域外の方々でございまして、何か支援できる支援策みたいなものはないかということで、こちらまだ検討段階の案としまして利子補助、また移転費の補助、住宅建設費の補助ということで案を震災復興企画課の方から示させていただいたものでございます。それに対して今回、まだそのときには財源とかそういった部分の方が確保できないときの案でございましたが、今回、震災復興基金交付金の方が、そういった危険区域外の方々に対しましても、防災集団移転ですとか、そういったものの対象とならない方々への支援もできるといった交付金をいただいたことから、具体案、その孤立集落の方々、または長期避難の方々への支援ができるような形になりましたことから、今回新たに支援を盛り込んだものでございます。

その支援の内容につきましては、当時、検討案として示させていただいた利子補助、また移転費補助等の額から、実際のところは708万から今度は350万、利子補助に関しましては。また、移転費の補助につきましては78万から40万という形になっておりますけれども、こちらにつきましては、例えば1種、2種災害危険区域にお住まいの方への支援と、やはり災害危険区域外、こちらの孤立集落の方々につきましても災害危険区域外ということですので、少し支援の方にも格差を持たせていただいたということで、こういうような支援策を今回は提示させていただいたということでございます。そのような内容でございます。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。だから、私が確認したかったのは、結局考え方としては後退しましたよねということの確認でした。今の話を聞いても、この部分については後退した内容なのかなということがわかりました。

次に、3点目の、当初言いました財源確保に努め、さらなる工夫も重ねながら、支援策の充実、そしてとりわけ同じ被害者でありながら、被災者でありながら十分な支援が受けられていない支援対象者に町独自の支援策、町独自ですね。策をとという質問だったんですが、この質問の仕方が悪かったのかどうか、従来どおりの内容の答弁となっているということで、改めてお尋ねいたしますが、この間も出ておりますが、確認ですが、2種区域についての方々に対しての支援策の中身なんですけど、ここでまず確認は、何回も確認しているのですが、1種から2種への方々に対しては、今なお全くの宅地買い取りを含めて支援策がないのかどうか確認いたします。

震災復興企画課長（本郷和徳君）はい。1種から2種への移転の支援策ということでございますけれども、こちら災害危険区域からその災害危険区域、1種、2種、こちらに移転促進区

域に移られる方々につきましては、今はその支援策というものはないという考えでございます。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。しかしながら、この方々も、こういうことにした方々に対してのお話も、この間の議論の中で、質疑の中で出ておりました。同じ被害者であると、被災者であるというのに、なぜこのような差が出てくるのかという大きな疑問がわいてくるわけですが、しかしこの方々にも何らかの形で支援策というのがあってしかるべきではないか。というのは、この方々たちは、多分、あの発災直後、あの震災直後に、この山元町に残って頑張るといって、そして何らかの形で彼らは彼らなりの工夫をして、あるものを十分利活用して、そしてもとの住めるような形にして、そして住み始めたと、定住し始めたという方々たちです。そういう意味では、こういう人たちにも当然、全く同じとは言いませんが、何らかの形の対策支援というのはあってしかるべきではないかと思うのです。そしてその際に、どうも皆さんがこの壁になっているのは、あくまでも補助に頼って、その補助というのがまた、これは国に対して言わなくちゃならない話なんです。あくまでも津波被災、津波被災に対してだけの対策になっていると。そこに一つ大きな問題があるんですが、しかしながらその中でも十分活用次第では、というところにまずは問題ありません。ですから、最大限、その43億については、当然それに対応することに最大限それを使ってもらって、そして、ほかに使える財源を新たに生み出すことや、あの8億円を有効活用するということや、あるいはきのうも出ましたが、そういう金の中から太陽光発電にそこから金を使うというのはどういうことなのか。太陽光発電は太陽光発電でまた別な財源を探し出して十分対応できるのではないかというふうなことも考えられます。財源の活用の仕方では。その辺をどのくらい工夫したのか。相当今回の提案に対しては、相当工夫を重ね、そして、あらゆることを考えて編み出した案だというように強調されておられましたが、その辺まで含めて考えていただいたのかどうか、お伺いいたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回のこの支援制度の構築に当たりましては、基本的に防災集団移転なり、災害危険区域の考え方ですね。この辺の考え方と、やっぱり考え方に整合性のとれたもの、論理矛盾にならないような、そういうふうなことを基本にしてやらなくちゃないだろうというようなことでは、内部での議論が一致しているところでございます。

先ほど課長の方からも言いましたように、1種、2種区域というのは、移転促進区域ということでより安全なところに移転してもらうために防災集団移転事業を活用してもらうということでございます。ですから、また同じような趣旨の1種から2種へというふうなことで、ちょっと考え方に無理が出てくるのかなというふうなことでございます。確かにそういう部分を外せば、被災者という点での見方はそれはそのとおりかなというふうに思うんですが、私どもとしては、その辺の縦横をいろいろ比較検討しながら、今回案として取りまとめた経緯がございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。そうなんです。ですから、そこから抜けなくちゃだめなんです。無理なくちゃだめなんです。町としてはね。どういう無理ができるのかということを皆さんの頭で考えなくちゃならないんですが、例えばそこに縛られて、国の金で、その43億で対応しようとする、あるいは今言った防災集団移転で対応する、がけ近とはまた別ですけどもそういうので対応すると。そこからの発想しかないからこういう結果になるんです。例えば1種から2種、あるいは1種から1種、2種から2種、支援策で

はなくて、言葉であれだけお見舞金とかね、というのは財源を別にしてですよ。そこから離れなくてない。その金を使わない。別な金を使う。そして、それは支援ではないよ。あんたたち危険なところに住んでいるんだから、そういう意味では応援はできませんと、財政的にね。だけんと、苦勞して本当ここに住まう、いろんな思いでここに住まわざるを得なくなつて人たちでしょうから。そういう人たちには被災も受けているというのは、お見舞金がいいのか、寸志でやっていいのかね。あるいはご苦勞さんということでやっていいのかとか、そういうふうな性格をつくってね、そして、そこは別な形で何らかの、支援とは言わない、支援というとなれになるから、ではなくて、彼らが少しでも実になるようなものがあっていいのではないか、そういう考え方ができないのか。

そのときに問題になるのが、多分財源の問題ということになるんですが、その財源の使い方も、今いろんな形で出てきています。国の支援策が。この地震被害だけでなく、新たな財源を生み出すという、そういう工夫をしろということを言っているので、工夫をする際に、例えば元気交付金とか、安全対策交付金とか、ほかの事業ですよ。それを使うことによって、これまでそこに使わなくちゃならなかった、もう最初から使わなくてならなかった一般財源がそこから、その交付金を受けることによって、今まで100万かけてやらなくてないところがそっちから50万入ってくることができたと。その50万一般財源で自由に使えるから、50万円をこっちの方に使いましょうと、そういうやり方、今できるんです、いっぱい、国がいろんな政策、施策を出してね。それは我々も特別委員会なり、常任委員会等々でも説明受けていますが、そういう金があるんですよ。ただそれを使うかどうか、活用できるできないか。できるかできないかですね。できるんですけれども、できるような内容になっているんですが、町として対応できるかという、そういう金の使い方なんです。そういう金を、やっぱりぜひやってほしいというか、やらなくちゃならない。そのためには何回も言うけれども、みんなの頭でそういった工夫を、みんなの頭というのは担当者から町長含め、あるいは教育委員会も、金かかる部分、そういう工夫が最近見えない。頑張っておられるのは、夜、町長見えるかどうかかわからないけれども、夜9時、10時ころまで明かりこうこうについて、皆さん頑張っているのは本当にもう感心を超えるところなんです、さらに工夫を重ねれば、私は生み出せるというふうに思うんですが、私のあれに無理があるかどうか、町長、答弁お願いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。遠藤さんお考えのその財布のやりくりの部分ですね。国のいろんな補助制度等を別な事業で導入することによって、そこで本来町が負担すべき財源が少なくなる分を、今ご提案のような形にいろいろ工夫すべきじゃないかというようなお話。それも一つの考え方だというふうに思いますけれども、どうしてもやっぱりこの問題を整理しようとしたときに、もともとの部分に行き当たるわけでございますので、切り離してというのは、これは、言葉ではそういうことになるかもしれませんが、なかなか皆さんにご理解いただくような理論構成には、私はちょっと極めて難しいんじゃないかなというふうに思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。今非常に残念なあれなんです。その辺の姿勢が、あらゆるところに出てくるのかなと思いますが、その考え方が、財源は置いておきます。財源は俺は確保できているの、あるいはその使い方でもまだまだ広がった使い方ができると思って

いますが、それはそっちに置いておいて、その見舞金とか寸志とか、ご苦労さんという形で使えるか使えないかという話なんです、町長がここでこの交付金の趣旨について、解釈というか、解説している部分で、交付金の趣旨に即して対象とすることが必要であるものを市長が認めるもの、町長が認めるものという特別というかね、というのもちろんとあるんですよね。この趣旨に。それはどこまでの部分を含めて言っているのか、どう理解すればいいのかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。この使い道の考え方については、やはりあくまでも津波被災における住宅再建について、いろいろ工夫する中で、この考え方に矛盾がない中で、一定範囲で首長の裁量があるのかなというふうには思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。あの多分ですね、国の方も多分大変だろうと。実際に使う自治体は。ということでこういうことも言える。町長の一言で、こういうふうにも使ってもいいよと、多分そういうふう設定されていると思います。これはいろいろな解釈のあれで、やっぱりこれは我が町のことどうするかということで考えれば、こういうところも十分に検討して、これはここの部分に当たるんでないかと、町長が認めればいいんですから、そういう使われ方もある程度広がりを見せている、この交付金についてもね。だから、今度そこを、この43億円をこの制度の趣旨に基づいて、それを最大限使う。この前、この間の説明の中で、その43億円も何か使い余しているような説明もあったけれども、これはここに、徹底してここで浸水その対象に。その対象の中にある人はほかの金を使わない。言っている意味わかりますか。その浸水区域の中での危険区域内外の、ここで認められた金はここだけで使う。ほかのものに使わない。それが200万もそれに相当するかどうかというのはわからないんですけども、そしてそれで浮かした金を、浮かしたというわけではないんですけども、それをその対象外の人で対応する。8億円は、8億円は絶対これは、もう十分に吟味してこの検討して使わなくてない金なんだけれども、今回その8億円から太陽ソーラー何ていうの、メガソーラーね。それもそこから使うということを言っているんでしょう。全くその発想がどこを見てやっているかと、非常に疑問を抱かざるを得ない部分がある。本当に工夫してやっているのかね。努力してやっているのか。やっている姿は、時間とか何とか見ればわかりますけれども、まだまだ工夫できる余地は残っている。金の使い方。にやにやしているけれどね。真剣に考えてください。これね。本当に困っている人うんというんですから、現実に。やっぱり私たちもう少し真剣に取り組みましよう。この部分についてはね。

それから、この部分については、津波被災については、ある程度国の支援策ありますけれども、丘の方の地震被害については全くない。その支援策。生活再建はまた違いますからね。これは別の方のあれですから。山下区を見ても、私見しているけれども、うち壊して、そして建て直している人いますよね。その方たちには何ら支援はないですよ。やっぱりそういう人たちにも、やっぱりこの考えを向けなければならない。そのためにはやっぱり財源をいかに工夫してつくって使うかという、そのことを考えなくてないんですけれども。その辺は徹底して、皆さんの優秀な頭を集めて、その使い方を考えて、本当に実のある、中身のある使い方をしていただきたいと思います。まずその件について、その考え方についてお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろな考え方おありだというふうに思います。遠藤さんのお考えもその一つだと思いますけれども、行きつくところはやっぱり、皆さんに一定程度ご理

解を、ご指示をいただけるような中身でなければうまくないのかなというふうに思います。

いろいろとこれに限らず、お気づきの点については、ご提案をいただければ我々としても真摯に受け止めさせて、考えることはやぶさかではございませんので、よろしくお願いしたいと思います。

6 番（遠藤龍之君）はい。そういう話なるとまたあれなんですけれども、元気交付金とか、安全対策交付金、この町で示されたものについて、どのような動きをしているかお伺いします。それを活用するためにどのような動きをしたか、取り組んだかお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今回の被災者支援の拡充については、前からご説明しているとおり、最初に 8 億円、そして追加の 4 3 億円と。ただ、一定の首長の裁量の余地、これは 4 3 億円の方がちょっと縛りが多いというような部分もございますけれども、いずれ庁内では、班長クラスで構成する検討委員会、あるいは本部会議等での議論を相当程度重ねてきた中で今日に至っているというようなことでご理解いただきたいというふうに思います。

先ほど、1 年前の特別委員会での資料も改めて確認させていただきましたけれども、この問題については、ずっと我々としてもそれなりの努力をしてきたというふうなところでの、今のお示ししている案だということでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。質問に対しての答えになっていません。私、地域の元気臨時交付金とか、安全対策防災交付金とかというのがありますが、そういうものの活用の検討はされたのかどうかということをお聞きしたんです。そんな財源を満たす、十分なんだから。いろんなお考えもありますがなんてさっぱり。

企画財政課長（高橋寿久君）はい。今遠藤議員ご指摘ありました、いわゆる防災安全交付金及び地域の元気交付金ですが、こちらにつきましては、国の方から一定の指針が示されております。それに基づきまして、先般の課長会議でこういう交付金が示されているということで、需要調査が来た際には、きちんと要望を出すようにということで各課に周知しております。以上でございます。

6 番（遠藤龍之君）はい。ですからその際に、出したけれども出てこなければ、せっかくあるものが使い切れないということになる。そんなのはもうわかることなんですけれども、その辺を、その辺をですからさっきのみんなの頭で、一人で考えさせてもなかなか大変な部分があるでしょうから、やっぱりそれを徹底してやって、そういう苦労というか、工夫もして、財源を少しでも生み出して、そして本当にしかるべきところにこの財源を充てると。使わなくちゃならないところには充てるという工夫もしなければ、結局金ないからできないんだで済んでしまうようなことでは、今この対策ではだめなんですよ。なければつくらなくてない。そして、つくられるような条件、要件もあるという、やっぱりその辺を最大限工夫して、苦労して、そして事に当たると。それが町長の大きな責任、役割だと思うんですが、その辺の考えを最後にお伺いして、もう最後になりました。

町 長（齋藤俊夫君）はい。前段、ちょっとご質問の趣旨をよく理解しないでお答えいたしまして、大変申しわけございませんでした。

今のそのほかの交付金事業を活用しての町の取り組み姿勢ということなんです。財政課長からお話ししましたとおり、その時々いろいろな国の新しい制度、これが情報として入ってまいります。これについては限りなく庁内で情報を共有して、できるだけ

そういうものを活用して積極的に仕事を進めようというふうなことで取り組ませていただいておりますので、少なくとも今の限られた体制、時間の中では、我々精いっぱいやらせていただいておりますことを、あえて強調させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）6番遠藤龍之君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）9番岩佐 豊君の質問を許します。岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、平成25年第2回議会定例会において一般質問いたします。

2件について質問いたします。

まず1件目、町長の政治姿勢・スタンスについて伺いをいたします。

町が進めている3地区以外に移転を希望している笠野区、磯区の世話人から提出された請願が、議会で満場一致で採択されました。これは委員会で審査をして、委員会でこれは妥当ということで議会にかけられました。それで、きのうも話にありましたけれども、起立採決ということで、議会の意思を強く示した採択となりました。

その結果を踏まえ、町長にその対応について回答を求めたところ、これまで町長がお話しされたことよりも後ろ向きの、むしろ後ろ向きの発言になったと思われませんが、町長の真意を伺うものであります。

2点目、町民とのふれあいトークで住民からの率直な意見が伺えると思います。先般の町民グラウンド仮設での話し合いでは、県道移設に対して、県道予定地より海側に残る住民の方々から、私たちを見捨てるのかというような趣旨の話があったと伺っています。それに対し町長は、危険区域に本来住むことはできないのだけれども、今回、町で住まわせているというように捉えられるような発言があったと聞くが、その真意について伺いをいたします。

2件目、被災後のインフラ整備の進捗状況について伺います。

1点、町道の整備不良に伴う一般車両の損害賠償事例が報告されました。これは、議会にこれまでも類似の報告が何度かありました。今回も幸い人身事故、死亡事故に至らないような案件ではありましたが、早急な対策が必要と思われます。これまでの事例をどのように生かしてきたのか、町道管理を行っているのか伺います。

2点目、ことは降雨の少ない半年になろうとしています。こんなときはやっぱりこの反動として、台風シーズンなんかには本当に予期しないような大雨になる可能性があります。そんな心配される、余計な心配かもしれませんが、心配される中、震災後、至るところ、本当に今山元町の河川等々、今改修、本当に急いでやっているわけですが、懸案となっている排水路、河川整備の進捗状況について伺いをいたします。最初の質問といたします。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐 豊議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、町長の政治姿勢・スタンスについての1点目、笠野区、磯区の世話人から提出された請願への対応における真意についてですが、3月の定例会において両地区からの請願が採択されましたことにつきましては、真摯に受け止めているところであります。

一方、町としましては、マンパワー及び予算に限られる中、まずは震災復興計画に位置づけられ、また、持続可能なまちづくりの拠点となる3地区の新市街地整備を軌道に乗せることにエネルギーを傾注することとしており、このことは、これまで累次にわたりお話ししているところでございます。

このことから、磯大壇地区及び合戦原赤坂地区への防災集団移転につきましては、新市街地の整備に一定の道筋をつけた上で、しかるべき時期に震災復興計画等との整合性を考慮の上、条件整理をしながら検討してまいりたいと考えております。

次に2点目、県道予定地より海側に残る住民の方々への発言の真意についてですが、5月に町民グラウンド仮設住宅集会所で行われたふれあいトークの席上、町としては、再び津波の被害を受けていただきたくないとの考えから、県道予定地より東側にお住まいの方には、内陸の安全な場所に移転してほしいと考えているが、移転を強制することはできないと、そのような趣旨の発言をしております。第1種災害危険区域は、津波等の危険が著しい区域であり、住居の用に供する建物の建築が原則として認められていないことについては、これまでも十分説明してまいりましたが、何とぞご理解いただきますようお願いいたします。

なお、町ではハード策とソフト、両面を組み合わせた多重防御による津波対策を進めており、第1種災害危険区域内で居住を継続されている方のために、道路整備や防災計画の策定等により防災上の安全性を考えてまいります。

次に、大綱第2、被災後のインフラ整備の進捗状況についての1点目、どのような町道管理を行っているかについてですが、交通量が多い幹線道路を中心に、毎週1回行っている道路パトロールを基本としております。町道損傷の情報収集につきましては、各行政区からの情報を中心に、山元町工事安全協議会連絡会の各発注機関や職員からの情報、さらに震災前同様に郵便局との連携を再構築し、町道損傷の情報ネットワークを強化して、迅速な補修対応に努めてまいります。町道の損傷につきましては、迅速に対応する必要があることから、軽微な損傷の場合、町直営で常温合材での応急的な補修や砂利の補給等を日々行っておりますが、損傷箇所が広範囲で応急的に対応できない場合は、業者への委託などにより補修し、町道の維持管理に努めております。

今後は、人員体制の整備とパトロール回数や確認、路線数をふやすなどの強化を図り、維持管理に努めてまいります。

次に2点目、排水路、河川整備の進捗状況についてですが、大震災により甚大な被害を受けた基幹排水施設は、平成24年度から国、県により災害復旧工事が進められております。農林水産省の国営直轄災害復旧事業により進められている高瀬川排水路、落し堀排水路など、全体延長8.4キロメートルについては、昨年度末で1.1キロメートルの約13パーセントが完成し、現在、残りの7.3キロメートルの整備を行っており、本年度ないに全て排水機能が回復する予定となっております。

次に、県が実施している災害復旧事業の新牛橋排水機場については、今月末の引き渡しに向け試運転調整を行っており、全受益面積の52パーセントが回復いたします。笠野地区の花笠排水機場、中浜地区の谷地排水機場ほか6か所の排水機場については、本年11月末を目標に復旧完了を目指しております。また、花笠第2排水機場、花笠排水路などについては、本年度の復旧完了に向け事業が進められております。

次に、河川整備の進捗についてですが、坂元地区の県管理二級河川、坂元川と戸花川

については、防潮堤と同じ高さの河川堤防工事が災害復旧事業として進められており、本年度中に着工する予定となっております。以上でございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、1 点 1 点再質問していきます。

それでは最初に、町長の政治姿勢について。今回答いただきました。それで、これは昨日も岩佐哲也議員から同様の趣旨の質問がありました。その中で町長は、請願者が町に対して要望したときに、なかなか思いが通らないときに、二元制の代表であるその一方の議会に対し、その思いを託することだと。まさにそのとおりで、その請願者の思いというものを、我々議員が個々に判断し、そして、先ほどお話ししたような採択となったわけです。町長はその中で、非常にその議会での意思決定、これは非常に重いものだ、と、真摯に受け止めますと。そのお言葉をいただいたのですが、この回答の内容を見ますと、どこにその町長の言われている真摯な対応があるのか、再度お伺いをしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい。今のお尋ねは、請願の処理経過の行間にどういうふうな真摯に受け止めているというふうな思いがというふうな、そういうお尋ねかというふうに思いますけれども、これはやっぱりこの処理の経過を十分読み取っていただく中で、それを感じ取っていただければというふうに考えます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。この件に関しましては、私は前回も質問いたしました。これで 3 度目になるとは思いますけれども、この請願者の思いというものを、町長は本当にわかっていらっしゃるのかどうか。これまでの町長が答弁されている全く内容同じです。請願者の思いというのは、もう一刻も待てない、猶予できない今時期に来ていますよ。にもかかわらず町長は、新市街地 3 か所、ある程度のめどがついたときと、2 回ともお話しされていますけど、後退しているんですよ。一貫しているような発言でも後退していますよ、町長は。

今ですね、本当に町民がこの町に諦め、このままとどまるのはどうなのかなというようなことから、本当に流出がとまっていますよ。こういう一つの例を見ても、やはり町民はそういう判断をするということを、町長は本当に重く受け止めなきゃない。それで町長は、これまでは公的には 5 戸だけれども 50 戸。将来ある程度の規模でないと町のエンジンができない等々の話をされていますけれども、赤坂地区は、私何度も行っていますけれど、合戦原と一緒に沿ったところにできるわけですよ。これが 30 戸、40 戸でどうしてだめなんですかね。本当は繰り返したくないんですけど、町長は何でもそういうふうに、今回の回答でもそういうふうに言っていますので、その辺の、どうしても 50 戸、それは断る理由として 50 戸というふうに言っていないか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。断る理由ということではなくて、まちづくりの望ましい方向性をにらんだときに、やはり持続可能なコミュニティということをやっぴり大切にしていかなくちやないだろうという思いで、一貫してお話をさせていただいているところでございます。

議 長（阿部 均君）岩佐さんの質問、大体 3 点ぐらいにわたっております。ずっと町長、今の答弁で全て今の質問に答えていないと思いますけれども、だから、一問一答ですから、1 点 1 点ずつ質問していただいたほうが非常にわかりやすいのかなと。

町長、あとあの岩佐さんの質問の中で、被災者の思い、心中を理解しているのかというような質問もございましたので、その辺について答弁願います。

議 長（阿部 均君）暫時休憩します。

午後 3時31分 休 憩

午後 3時34分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）ただいまの岩佐 豊君の質問ですね、大体私は聞くところによると3点ぐら
いにまたがっております。一問一答ですから、一つずつ質問を区切っていただきたい
と思います。町長の受け止めかたは、一番最後の部分というような認識で答弁をしたと
いうことでございますので、その辺を一問一答ということでございますので、多岐にわ
たらないようにお願いいたします。

9 番（岩佐 豊君）はい。町長は、昨日の回答でも、ある程度進んだしかるべきというお答えを
しています。このしかるべきという時期は、本当に理解できる言葉で説明してください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。私が考えるしかるべき時期というのは、今一生懸命進めている三つの
市街地の整備、これについておおむね軌道に乗せられるようなタイミングかなというふ
うな時点が来れば、この問題についてももう少しエネルギーを傾ける中で検討を進めら
れるのかなと、そういうふうな思いでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい。それでは、具体的に、その町長のその思いの時期というのは何か月後な
のか示してください。2か月後なのか、今回の議会で終わるのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。新市街地の整備に当たりましては、ご案内のとおり今議会に設計施工
一括発注方式の導入というようなことがございますけれども、これがご可決賜って造成
工事なりが始まってというふうに、少しずつ事が進むわけでございますけれども、それ
と同時に、これは都市計画決定なり、事業認可なりで一つの枠組みをつくってやってい
るわけです。当然そこには災害公営住宅が何戸あるいはマイホームを予定されている人
が何戸と。そういうふうな問題の方向性を一定程度しっかりとしたものにしていかなく
ちゃならない。その辺の見きわめができた段階でないと、今進めている三つの市街地整備が、
いろいろ支障があってはならない、あるいは問題を起こしてはならないというふうなこ
とでございまして、そういうふうな点を十分一定程度確認できる段階というふうに捉
えていただきたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。町長の説明で、請願した代表の人たちは、時期もわからなければ何も
わかりませんよ。本当に請願者の思いというのをわかって今そういうお話しするんです
か。もう一日も待てない状態です、今。先ほどの請願者の思いというのは、どういうふ
うに理解しているんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。請願者の皆様の思いというのは、これも前にもいろいろやりとりさせ
ていただいた経緯があるかというふうに思いますけれども、私としては、あの時点で
は、議員の皆様もいろいろとご懸念なさっている人口の減少と、人口の流出というふう
な中で、町にとどまりたいというその思いを執行部としても、首長である私としてもそ
れは相当程度重く受け止めなくちゃならないというのが基本にあるというふうなことをず
っとお話ししてきたつもりでございます。

ただ一方で、先ほど来申し上げましたように、復興計画でしっかりと位置づけられた、

大方の皆さんがお待ちになっているこの問題の道筋をつけないければ、今の状況の中ではそう簡単に右から左というわけにはいかないという、そういう大変私も厳しい状況の中でこの請願問題を対処、対応しなくちゃならないというふうなことでご理解いただきたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。昨日も哲也議員の質問がありました。請願者の方々とのお話し合いの中で町長は、皆さんの思いはわかると。確かに入学は一緒にできないけれども、卒業は大体一緒にできるよという話し合いをしたというようなきのうは同僚議員からありましたけれども、こういう事実は請願者の方とはお話し合いあったのですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。両地区の関係者なり世話役の皆さんとは、いろいろな場面でいろいろな話し合いを重ねてきている事実がありますけれども、その中でいろいろなニュアンス、言い回しの中で、この問題をこちらとしても真摯に受け止めているんだというようなことをご理解いただくために、お話ししている中でそういう考え方も場合によってはあるんじゃないのかなと、そういうふうなくだりがあったかというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。町長ね、今非常に大事なところなんです、そこが。私は前のときにもお話ししましたがけれども、町長の言葉って重いんですよ。今、そんなこともあったかなと。お世話している人たちは、それにすがっているんですよ、本当に。それが今回こうやってどんどんと後退して、だから私は請願者の思いがわかるかと聞いたんですよ。まず、自分の発言に責任を持ってほしい。話し合いの中であったかもしれないなんて、そんな、大きな問題ですよ、みんな。本当に真剣に考えて、何とかやっぱり昔のコミュニティの仲間と一緒に住みたいとかやりたいと。本当にそれで決断してずっと待っているんですよ。もう1年ですよ。その仲間も、無理だっていう判断をして出ていった人も何人かいますよ。もう少し町長、自分の発言に責任を持った行動をとってほしい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど申し上げましたように、いろいろな場面でいろいろな話をしております。いろいろ信頼関係のもとで話をしている部分もございます。私の立場で、公式、非公式という話にはならないのかもしれませんが、やはりそこは一定の信頼関係の上にいろいろ話ししていることもございますので、それを一つ一つこういう場面というのは、なかなか厳しいものもございます。

いずれにしても、私としてはノーと言っているわけではなくて、本来しっかりやらなくちゃいけない部分で、今、対応せざるを得ないという状況にあってのこの問題と。今、こっちのことも考える、あっちのこともやると。それをやるにしても、その時期が来なければなかなか難しいですよと、そういうことをお話し申し上げているわけでございますので、早くこの造成工事に入らないうちで、一定の目安めどをつけた中で次のステップに移行できればというふうに考えています。

9 番（岩佐 豊君）はい。町長ね、私が言っている思いという意味がわかってないんですよ。請願者の皆さんは、町長のその言葉にかけて、本当に信頼して待っていたんですよ。それをね、昨日の回答。私ね、きのう二十数名の方々おりましたよ、30名ぐらいおったのかな。あの方々に聞きました。皆さんはどういうふうに受け取りましたかと。これはイエスですか、ノーですか。これは限りなくノーだね。こういうふうに受け取っていますよ、町長。後退しているんですよ、本当に。町長が前にお話ししたのと。やはり、そのぐらい本当に請願者の人たちは、本当に必死の思いで町長にお願いしてきたんです。なぜこの思いが伝わらないか、私わかんない。できないならできないってはっきり言うべ

きですよ。今みたいにやらないなんて言わないなんて。それと同じことですよ、でも。こんなに延ばして、延ばして、しかるべきって。しかもこれから1年延びるんですか、2年延びるんですか。こんな時期もはっきりさせないで。待てないです。時期をもう一度明示するか、やれないならやれない、どちらかはっきりしてください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。繰り返すようでございますけれども、しかるべき時期というのは、やっぱり一定の道筋を、新市街地の整備に一定の道筋をつけられる、そういう確証ができた段階で次のステップに入らせていただきたいというようなことでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。繰り返しになりますけど、今回提案されています。そうすると、それがまず認められ、その進んだ段階、例えば住宅が建つとか建たないとかでなくて、それが形として進んだときで判断できるんですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほどご説明いたしましたように、造成工事が進む中で、いろいろときのうきょうの中でも、議論してきた中にも出てきたかというふうに思いますけれども、皆さんがお入りいただける方法なり、あるいは一定の区域、ゾーンというものを確認できるようなタイミング、これを早く確認できるような、そういう段階を早くつくればよろしいのかなというふうに今のところ考えております。

9 番（岩佐 豊君）はい。町長の話聞いてるとね、抽象論でわからないんです。こういう段階になったら決定しますとかさ、もう少しははっきり具体的に言えないんですか。今の話でだって、わかりますか、皆さん。理解。もう少し具体的に。こういうことになったらやりますよと。抽象的な話しかしないんですよ。もう少し具体的に、ここにいったらやりますとか、やってください。

町 長（齋藤俊夫君）はい。先ほど私が申し上げたのは、意向調査でいろいろ皆さんからの要望を踏まえた戸数あるいはマイホームの分譲と。そういうものを大きな目安にして物事を進めているわけでございます。ですから、それはきのうもどこかでお答えしましたけれども、この後、そういうふうな部分を個別に確認する時期が来るだろうというふうに思います。ですから、そういう最終的に新市街地のどういうふうな形で本当に災害公営住宅のずっとこう家賃をお支払いする形で入られるのか、あるいは途中から買い取りを希望される形なのか、あるいはマイホームでの形で希望されるのかという、そういう住居の形態を確認を、最終的な確認を個別にしなくちゃいけないというようなことを申し上げておりますけれども、そういうふうな形での確認ができた段階が一定の時期かなというふうに考えております。

9 番（岩佐 豊君）はい。だから、それがいつかということを知っているんです。もし町長わからないのであれば、担当課に聞きたい。そういう数字をどういうふうにつかんでいるのか、担当課に聞きたい。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。今、町長の方がご説明しました意向調査の関係、それは昨年7月から9月にやって、あとその後もかなり意向の変更であったりそういう方もいらっしやいまして、追っかけの調査をしていました。そのような形で1回計画を練ったところです。

それで、これから具体にはもっと細かい部分の聞き取り、先ほど町長が言われた、意向が変わっている方もいらっしやいますので、そういう部分の確認をして最終的な形を決めたいと思っております。そのやり方について、現在検討をしている、検討を始めたというような段階であります。それで、どういう形で、コミュニティの関係とかもあ

りますので、かなり複雑なやりようになろうかなというふうには考えております。

今の段階では、今どのような形でやるかという部分の検討を始めたということで、明確にあと何か月後になればというような部分の時期については、ちょっと今お示しできないというのが今の状況でございます。

9 番（岩佐 豊君）はい。今議会に追加提案、多分されるんですね。その段階で今のようなお話ですか。これまで何をやってきたのか疑いたくなるね、そんな今みたいな話をされるとね。早く進めなくちゃならないと一方で言いながら、こんなのとっくに終わっている話でないんですか。全く信じられない。その3地区だって、本当に何年後になるかわからないんじゃないですか、今の話だと。

事業計画調整室長（高久政行君）はい。今、ちょっと時期的に遅いのではないかと、それから今後の見通しとしてちょっと難しいのではないかとというようなお話をいただいたところです。

現状といたしましては、11月、実際には最終意向調査は11月ぐらいまでかかっているんですけれども、それで計画をしております。その形で1回発注をかけるという形が今回追加提案でやらせていただこうと思っております一括発注の部分になります。

それで、そこから詳細設計等が入るという形になるのですが、それに反映できるような形で、そういうような意向調査もしていかなければならないというような部分は考えております。したがって、最終的な造成のときには、造成にはちゃんと反映できるような形で意向調査をするというようなスケジュールになろうかというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。多少の動きはあると思いますよ。でも、今回こうやって我々に提案するわけですよね。その段階で、おおよそのめどがついたとは見えないんですか、町長。もうここで決断でしょう。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろ事業調整している中で、残念ながらまだそういう状況でないというふうなことで、この処理経過に書かせていただいたような今表現、この一定の道筋をつけた上でしかるべき時期にというようなことが、私と担当室長の方から前後して説明させていただいたような状況にあって、こういうふうな処理経過になっているというようなことでご理解をいただきたいというふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。町長の姿勢がそういう姿勢では、これはどんなに話しても堂々めぐり、これ以上進みません。これは、また違ったお話し合いになるかもしれませんけれども、まずこの点について終わります。

2点目の町民とのふれあいと。私はこれで、ある住民からこういう話があったんだと。住んでだめなところにあんたら住まわせるんだから、何文句言ってんだ、という話ではないですけど、そういうふうに感じられるような発言があったと。私は、それはたった一人から聞いた話ですから、本当にそのような、それに近いような話をしたのかなと思ひまして、全部で4人の方に聞きました。そうしたら、一人の方は、そういうのではないけれども、確かに町でそこに住むことを許したんだというような話だったと一人は言いました。だけどもあとの3人は、やはり住まわしているんだというようなニュアンスでとっています。ということは、端的に言いますと、やっぱり被害者なんですよ。ね。だから、同じ発言しても、そういうふうにとられるんです。ということは、前の一般質問でも言いましたけれども、やはり本来危険区域で住めない場所でも、町が、うちが残っているんだからしょうがないだろう、いいだろうという決断をしたならば、やっぱりそこに最大の思いを置いて、やれる、守れることというのは当然やっていくべきです。そ

のために前の私の質問では、県道を何とかそれよりも下げて、その人たちを守ることはできないかというような話し合いのときに、いろいろな県との話し合いのどうのこうの、ちょっとそれは難しいというような話がありました。私はそのときに、じゃあどうしても、それは県とか町がどっちがなんていう話もしましたけれども、そのときに、だったら最低、その人たちの何とか安全を担保できるようなことはできないのかと。築山をつくるとか何かできないのかと、県道がどうしても上に来るんだったら何かできないのかといったら、何かいろいろ検討しましょうというような話はありませんけれども、今回もそういうお話ですね。

あそこに二十数軒が残ったわけですが、築山ではないですけども、もともとあそこに第二小学校があったんですよ。コンクリの本当に頑丈な。それでその西側に農協の倉庫があったんです。いいですか。それを今回、第二小学校なくなるんですよ。同じ津波来たらもっと被害大きくなります。だから私はそこに築山か何かつくって、何とかこの人たちの安全を担保できないのかというような思いでお話ししたつもりですが。やはりこの人たちの思いというのは、被災した人の本当の、本当に切実な思いというものを、やはり皆さん理解しなきゃだめですよ。危険区域で住めないんだったら、住まわせないで補償してあげるべきです。本来ならそうじゃないですか。危険区域というのは。ずっと狭めたり。たった1回の津波でここまで来たからって、本来はそういうものではないでしょう。危険区域の指定というのは。やっぱり何年かに1回繰り返すことによって、ここはだめだよと。どんなに堤防立派につくっても、台風来ると壊れるよと、例えば。そんなところから避難するという意味の避難ではないんですか。たった1回の津波でしょう、今回。しかも町で住んでいいと言ったんですよ。そうしたらね、何かやるべきですよ。そのときにね、しょうがないんだみたいな発言は、これ違うと思うんですね。町長そういう人たちの切実な思いに応えるような、ここで話しできませんか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。このお話については、これまで岩佐議員あるいはほかの議員の皆さんとも同じような議論をさせていただいてきたところでございまして、結論的には、ご提案のような手だてを尽くす中で、居住されている方々の防災上の安全性を少しでも担保できるような取り組みをしていかなくちやないというふうな、そういう考え方はこれまでも披瀝させていただいたところでございます。

ただ、岩佐議員の今のお話にもありましたけれども、基本的な認識について、やはり共通理解をしていただかなくちゃならない部分があるんじゃないかなというふうに思うんですが、災害危険区域なり、この移転促進区域の基本的な位置づけですね、考え方で。これを理解していただきませんと、ちょっと議論がかみ合わなくなるんじゃないかなと。住まわせたとか、住んでもいいと、その辺のニュアンスはちょっと違うんじゃないかなというふうに私伺っております。

防災集団移転というのは、災害危険区域を設定した中で、そこは危険な場所なので、より安全な場所に移転してほしいと、こういう制度を使ってぜひ安全な場所に移転してほしいと、こういう考え方ですよ。だから、それと相まって町としても建築基準法の39条による建築禁止の設定をさせていただいて、新しい住まい、これは禁止をさせていただくと。しかし、補修なりリフォームなりして住める程度の被害の方の家屋までは、今の法体系のもとでは、そこまでは行政として立ち入ることができないという、そういう仕組みの中でこの問題を考えなくちやないわけでございますので、町が住まわせてや

ったとか、そこに住むことを許容したとかというふうな受け止め方は、ちょっと違うんじゃないでしょうか。

町としては、できるだけその制度を使って、安全なところにご案内したい、誘導したいというのが行政の立場ですよ。その中で、より安全・安心を高めると、そういうふうなスタンスで我々やらせてもらっているというふうに理解するわけでございます。ですから、我々も言い回し、気をつけなくてないんですけれども、その辺のぜひ受け止め方をご理解をいただきたいと。少なくとも誤解を招くような発言がふれあいトークの中であったとしたら、大変申しわけなく思いますけれども、私としては、きょう傍聴にいらっしやっている方も含めて、ふれあいトークの場でいろいろと議会の場でお話しさせていただいているようなことも改めてご紹介申し上げて、一定の参考に、あるいは安心していただいた部分があるのかなというふうに思っている部分もございます。それはこの前の町民グラウンドでのふれあいトーク以外にもそういう場面で、1種区域に残られる方々とのふれあいトークの場面があったというふうな意味合いでございますので、よろしく願いいたします。

9 番（岩佐 豊君）はい。今の町長の話を理解すると、町が住んでいいと言ったのではなくて、町民が勝手に住む分には財産権なりなんなりがあるんだからしょうがないんだという話ですね。

町 長（齋藤俊夫君）はい。ですから、私、お互いにこの言葉の使い方といいますか、表現をお互いに気をつけなくちゃいけないというふうなあれしたのは、まさにそういうことですよ。私そういうことを言ったわけではなくて、それを裏返しにすればそういうふうなことは言われるのは、それは勝手でございますけれども、決してそういうふうな趣旨で言っているわけではございませんよと。そういう言葉でお話しされたんでは、こちらは大変でございますので、よろしく願いいたします。

9 番（岩佐 豊君）はい。町は、この町に住む住民に対して、やはり生命の安心、生命の担保、安心・安全、これを守るのは基本的なことですよ。危険区域に住んだ人は、それは無理なんですか。今の町長の話では、何だろうね、その辺ちょっと確認したい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。何度も言いますけれども、行政としては、危険区域を設定した中で、そういう防災集団移転促進事業をぜひご活用いただいて、安全・安心をより向上させてほしいと。しかし、いろいろな法的な制約もある中で、残られた方については一定の防災上の安全を考えてまいりますというようなこととお話し申し上げているので、何ら問題はないんじゃないかというふうに思うんですがございますけれども。考え方としてですよ。

9 番（岩佐 豊君）はい。町長は上手なんだよ。話が。だって、ね、やはり住んで、山元町が好きでそこに住む人について、やっぱり町としてその人たちを守るのは当たり前の話で、その人たちがそういう話し合いの中で、やはり町長は冷たいなって感じるようなお話をしたんじゃないかんですよ、やっぱり。今みたいに法律がどうのこうのとか、こうだからとかということ言うのは、あんまり得策ではないですね。認めたんですから。認めたというか、そこにいることを認めたわけでしょう、だって。そうしたらそういうことをあんまり言わないほうがいい。確かに、県道はここにつくって皆さんに本当に不安を与えるけれども、こんなことで守っていきますよというようなことで解決する話ですよ、私に言わせれば。それを理屈こねてああだこうだというから、不信感だけ持つんです。町長の言葉ってそういうふうに重いんですから、もう少しやはり希望の持てる言

葉を発してほしい。この辺もう少し本当にね、そういうふうに。

町 長（齋藤俊夫君）はい。いろいろアドバイスしていただいて、大変ありがとうございます。

私申し上げているのは、やはり安全なり防災についての基本的な部分についての世の中の仕組みなり考え方を、まず共通理解をして、この問題に取り組まないと、岩佐議員おっしゃる部分もよくわかりますけれども、抑えるところは抑えてやらないと、なかなかうまくない部分も出てきますので、やっぱり一定の理解の上にこの問題に対処していかなくちゃいけないというふうな思いもあるものですから、やはり原理原則的なものをお話しさせていただきながら、しかるべき対策、対応は町としてもやってまいりますというようなことでございます。

9 番（岩佐 豊君）午前中の一般質問でも築山の話出ましたけれども、今回国で認められなかったというようなお話でしたけれども、先ほど私言ったように、小学校1つあることによってああいうふうに守られるんですよ。築山つくったら絶対守られるんですよ。減災効果あるし。それが国でわからないということ自体おかしい。だから、安全を守るために築山なりなんなりで皆さんを安心させますよというような、本当はお話をすればよかったんですけれども。ただこれは国の制度にのれないとか何とか、さっきの遠藤さんの話じゃないけれども、そういうことじゃなくてやはり、被災した住民の立場に本当に思い至って、国で今それがなかったらそれに合うようなものを要求していくというのが、やはり地方自治体の、首長さんのお仕事だと私は思います。その辺どういうふう考えているのかちょっと。

議 長（阿部 均君）今の質問、少し通告から外れております。その辺について町長、私の方から答弁をお願いいたします。

ただ、少し外れておりますので、その辺は。

議 長（阿部 均君）この際暫時休憩といたします。再開は4時20分といたします。

午後 4時12分 休 憩

午後 4時20分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長（阿部 均君）9番岩佐 豊君。

9 番（岩佐 豊君）はい。この件について最後になります。

先ほどもお話ししましたけれども、回答でソフト面、ハード面、両面を組み合わせた多重防御津波対策を進めますというようなことで、築山なんかも検討された多重防御、ぜひ町民に安心していただけるような政策を進めていただきたい。まず、安心を担保されるようなことを、住民が安心を担保されるような、町長からそういう強いお話をいただいて、この件については終わります。

町 長（齋藤俊夫君）はい。少しでも安心を担保できる手だてを示してほしいというようなことでございますけれども、これまでも同じ議論をさせていただいたとおり、築山の関係、これについては岩佐議員、いろいろとご指摘なところを十分踏まえながら、どういうふうな形でそういうものを設置、場所ですね、位置ですね。その辺はしっかりと考えながらやっていきたいというふうに思っていますので、その点についてはご理解いただきたい

というふうに思います。

9 番（岩佐 豊君）はい、議長。では 2 件目に入ります。

町道の整備不良、回答いただきました。毎週 1 回、道路パトロールを行っているという回答でしたけれども、この案件は、本当に何度かあるわけですね。道路の整備不良によって車が損傷受けるというような。毎週行っていてどうしてこういうことが起きるのか、まずその辺どのように町長つかんでいるのか。

町 長（齋藤俊夫君）はい。毎週 1 回道路パトロールを基本にした状況把握というふうなことでございますけれども、残念ながら今のこの復旧・復興に向かう大型車両を中心とした相当数の車両往来が激しい中で、損傷の箇所、場所が震災前と比べると格段に多くなっているのかなというふうなことでございます。

そういう中で道路往来される方も、相当安全に留意した運転、往来というものを心がけていただいているんだらうというふうに思うんですがございますけれども、残念ながら一定程度の事故の発生につながってしまっているのかなということで、そういう面ではまだまだ、先ほど申し上げましたようにパトロールの回数なり、あるいは損傷箇所の把握なり、あるいはそこの注意喚起の看板設置なり、バリケードなり、そういう手当てがまだまだ不十分な点があるのかなというふうなことでございます。

岩佐議員からもご指摘ありましたように、まだ幸い人身事故に結びついていない状況の中で、不幸な事故の発生につながらないような形でしっかりと維持管理をしていかなくちやないというふうに考えているところでございます。

9 番（岩佐 豊君）はい。私もくまなく歩いているわけではないのですが、震災後、依然として震災の爪跡が残った道路が数か所あります。しかも浜といえども民家のあるうち、また、今言ったそういう工事車両の通るような道も、そういう箇所もあります、いまだに。やはりこれは早急に点検をして、こういうことが二度と起こらないように、こんな本当につまらないことだめですよ。これ本当に人身事故がないからいいですよ。こんなことで万が一、死亡事故なんか発生したらどうするんですか。これ本当に甘く見ないでください。確かに道路を飛ばしてある人も悪いんですけども、だけどそれを言っちゃおしまいですからね。一応道路として認めた以上は、それは通る人がいるわけですから、そこはもう少し肝にしっかりと銘じた考えてやっていかないとと思いますので、その辺町長からもう少し担当課とよく話し合いをして、今後こういう報告のないようにしていただきたい。

町 長（齋藤俊夫君）はい。震災以前に東街道でバイクに乗った方が入院するような事故が発生した以降、あの辺を教訓として道路の維持管理については相当程度徹底した対応をしてきたつもりでございましたけれども、残念ながらこの大震災以降の環境が大きく変わる中で、こういう事態になっておりますこと、まことに申しわけなく思うわけでございます。

今議員からご指摘いただいたようなことを肝に銘じて、改めて道路の維持補修、安全管理の徹底について、担当課を中心としてもう一度気持ちを新たにして取り組んでまいりたいと。この議会の場にそういう案件を報告しないで済むように努力してまいりたいと思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。本当にくれぐれも道路の維持管理をしっかりと、そういう事故につながるようなことのないように、しっかりとお願いします。

最後になります。

震災によって、津波被害によって本当に排水機場、河川、本当にずたずたにされました。今、回答にありましたように、高瀬川、落し堀、今整備を行っているわけですが、これも本年度中に全て完成すると。いろいろお話しいただきましたけれども、今年度中、本年度中ですね。やはり前半こんなに雨降らないと、本当に大雨になる可能性がありますね。このまだ完成していない部分について、万が一そういった予期しないような大雨になったときの対策、対応というのはどのように考えているのか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。これまで大雨におきましては、主要な河川の点検等を行っております。増水によって浸水等を引き起こすような住宅周辺の点検も行い、一定の雨量が確認された場合は、応急排水ポンプを設置し、その水位の低下を確認して排水ポンプを停止するというような流れで対応してまいりました。（「対応しますだ」の声あり）

ただいま申し上げましたような排水計画を、今後も引き続き進めてまいりたいと考えております。

9 番（岩佐 豊君）はい。これまではそうだと思いますよ。ただね、今回完全にまだ整備されていない状態で、予期しない多目のときに、今みたいな回答は多分無理ですよ、多分。本当に。今みたいな思いでやったらだめだね。

あと1点だけ、それでとめますから。本当に対応これでできます。今のお話で。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい。震災によって破損しております排水路等がございますので、そういった箇所での支障となる場所があるかと思えます。そのような部分の対応が全て可能とはなりません、先ほど町長よりご説明のありました排水機場等の運転を早目にさせていただく等の措置をとって、できるだけ水位の低下を図ってまいりたいと考えております。

9 番（岩佐 豊君）はい。具体に入りますけど、牛橋の樋門、あれ、私ちょっと最近行ってないんですけど、あそこすぐ埋まりますよね。確認しました。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい、議長。牛橋の河口部のご質問でございますが、私の方で新牛橋排水機場の場所に砂がたくさん堆積しておると。また、流木ですね。そういったものも一緒に混在しているということで確認をしまして、それを今農林水産省さんの方の国営亘理の事業所さんで災害復旧事業をやっているわけですが、今回の災害復旧事業でそういった浚渫、そういったものが対応できなかなということでご相談しているところでございます。以上です。

9 番（岩佐 豊君）はい。今相談しているということですけど、ただそれはやってもらえる可能性あるの。相談ってどの辺まで相談するの。

農業基盤整備推進室長（渡邊武光君）はい。どこまでというふうなことでございますが、まず、先ほど町長から申し上げた排水路、排水機場、そういったものの復旧をまずは優先させていただきたいということで、次の課題として、まずはご相談として承りましたということととりあえずは終わっておる状況でございます。以上です。

9 番（岩佐 豊君）はい。上の方を直しても下がだめだとだめなんですよね。埋まっただけはだめなんです。だから、そこはやっぱり最初に流れをよくしておかなきゃ、ポンプで幾らくみ上げたってここでとまればだめなんです。そういうことはしっかりとやってください。

あと、きょう竹内議員から谷地川というか、前回の議会のときも竹内議員から出たと思いますが、あそこの改修ですね。先ほど町長の答弁で、今回国からの今回のあれで認

められなくなったというようなお話ありました。もともとあそこはそういう問題を抱えていた場所ですよ。今度あそこに住宅をつくるわけです。何かおかしくないですか。何でこれを国でできないんですか。その辺、もう少し国とのお話し合いというのをきちっとするべきでないですか。私おかしいと思いますよ、だって。当然今まで田んぼだったものがそこに住宅ができれば、当然いろいろなものが逆に生まれるわけですよ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。谷地川に関しては、今回の面開発の区域には隣接はしておりますけど、区域外ということで、まずひとつご理解を賜りたいとかように思います。

区域内の排水につきましては、防災調整池等を設けて調整をしながら排出するというふうな計画になっております。そういう観点からいきますと、事業の関連性はどのようなというのが疑問として残ったわけでございます。

ただ、現況が、構造的な問題があるというのは、議員もご承知だと思います。ですから、その原因をまず排除するのが一番手取り早い対策だろうということで、その方向性の内容等について検討しているというふうなご説明をさせていただいていたところでございます。それについても、復興庁に説明する中で、いろいろ議論させていただきましたが、区域外というふうなご指摘もされておりますので、その辺は関連性はあるということで、町としては強く要望させていただきましたが、なかなか難しいような状況であるということでご理解を賜りたいと、かように思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。私は理解したいんですよ。してもいいです。ただね、あそこに新しいまた今度市街地つくるわけでしょう。その市街地と一体と言った今の説明ではないかもしれないけれども、あの川がおかしくなってこっちに影響あったら、それはどうなるの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。そういう観点から、ぜひとも谷地川の改修をしたいということで、補助メニューなんかでも対応しながら、検討させていただきながら、今鋭意に進んでいるということでご理解を賜りたいと、かように思います。

9 番（岩佐 豊君）はい。まさに、やはりそういう知恵の出し合いだと思いますよ、本当に。復興庁、きのうきょうあたりかな、テレビで盛んに復興庁の偉い、立派な方がいらっしまったわけでしょう。あの方がやめたんで少しは、その辺も理解させていただくようなことになるかもしれないので、町としても、いや本当にね。今までこれはだめだろうなと思ったものでも、やはり本当に今の現状を踏まえて、ぜひ皆さん知恵出し合って、ぜひその辺頑張ってくださいたいと、このように思います。

きょうはこれで一般質問終わります。ありがとうございました。

議長（阿部 均君）9 番岩佐 豊君の質問を終わります。

議長（阿部 均君）これで一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。次の会議は6月18日、午前10時開議であります。

大変お疲れさまでございました。

午後 4 時 4 0 分 散 会